

高度経済成長期社会教育史研究（2）

—長野県旧上郷村公民館報に見る地域変貌と住民の学習—

竹井 沙織 張 苑菁 徐 真真 二村 玲衣
藤田 圭亮 内藤 綾香 高 一格
大村 隆史 王 倩然

1. 研究の意義と方法

（1）高度経済成長期の位置付け

本研究は、昨年「高度経済成長期社会教育史研究（1）」に続き、1950年代末から1970年代初期の高度経済成長期の社会教育の動向を明らかにしようとするものである。昨年行った阿智村公民館報の研究を踏まえ、これまで名古屋大学社会教育研究室の現代社会教育史研究に続く日本社会の大転換期である高度経済成長期社会教育史に取り組むことにした。

高度経済成長期は、年平均10%の飛躍的な経済成長を遂げた一方で、産業発展による農山村の破壊や公害、および日本人の生活意識の変化による孤立などの問題が発生し、社会的な矛盾が生じた時期である。このことに対して、社会運動が活発化し、その中で多様な学習活動が取り組まれた。したがって、すでに50年が過ぎようとしている高度経済成長期の社会教育史を歴史的に評価することが必要である¹。

また、経済成長によって、環境問題、経済格差による貧困問題、都市と地方の人口構造の変化などの社会問題が生み出されたことは、現在のグローバル化が進む中で、世界の共通課題として捉えられる²。

（2）研究の視点—占領期研究から高度経済成長期研究へ—

今回の高度経済成長期社会教育史研究では、名古屋大学が取り組んだ占領期社会教育史研究における「戦前の継承と断絶」、「地域への注目」、「東アジア史の中での考察」を援用して、次のような三つの視点をもって取り組んでいく。第一に、「戦後改革期から高度経済成長期への『連続と新たな段階』」に注目する。第二に、「実践を中心にした地域史研究」に取り組む。第三に、「東アジア史を視野に入れた研究」を行う³。

（3）旧上郷村公民館報への注目—報告の限定

今回の報告は、前回の問題関心と同じく、旧上郷村において高度経済成長期に刊行された公民館報の記事を行政、産業、地域開発、環境、生活、文化、教育、平和という8つのカテゴリーに分類し、網羅的に分析したうえ、また「高度経済成長期社会教育史研究（1）」

¹ 辻浩ら「高度経済成長期社会教育史研究（1）—長野県阿智村公民館報に見る地域変貌と住民の学習—」名古屋大学大学院教育発達科学研究科社会・生涯教育学研究室『社会教育研究年報』第33号、pp.1-2。

² 辻浩ら、前掲論文、pp.2-3。

³ 辻浩ら、前掲論文、pp.3-4。

で考察した阿智村高度経済成長期社会教育史との比較を通して、高度経済成長期における社会教育の一般的な特徴および地域特性を明らかにすることを旨とするものである⁴。

(張 苑菁)

2. 旧上郷村公民館報分析の概要

(1) 旧上郷村の概要

本研究は、長野県旧上郷村公民館報の分析に基づくものである。旧上郷村は、現在の飯田市中心部、天竜川の西岸に位置する上郷地域に存在していた。上郷村という地名は明治時代からあったものの、本報告で扱う旧飯沼村・旧黒田村・旧別府村の区域を併せた上郷村が発足したのは、長野県における町村制の施行と同じ1889年のことである⁵。

1970年4月から町制が施行され「上郷町」となった。町制施行については、1952、3年ごろから上郷村当局で検討され、座光村との新設合併という話まで持ち上がったものの、その後座光村が飯田市へ合併する運びとなり、町制の話は白紙となった。1960年代中ごろから、商工業関係者の要望を発端に再び町制問題の検討がなされるようになり、行財政や各種産業への影響を研究した上で全村からの賛成を得て、町制が施行された（上郷村公民館報第240号、1970年5月15日）。

町制が検討され始めたころ、「昭和の大合併」の流れで飯田市との合併が検討されたものの、「行政」の項で詳述する経緯から見送られ、「独村主義」（第97号、1957年7月15日）を保ってきた。公民館報第114号（1959年3月10日）を見ると、「総理大臣勸告が来ても合併しないことは全村絶対多数の意思によって確定している」とあり、行政だけでなく住民を含め合併反対の意向が強かったことが読み取れる。

こうした状況から長らく合併が実現しなかったものの、その後上郷町は1993年7月に飯田市に編入された。上郷町が飯田市とその飛び地である旧座光寺村域の間に位置し、行政運営の効率性に大きな支障を生じていたことや、上郷町が長野県南部最大都市である飯田市のベッドタウンとして機能し、生活圏の一体化が進んでいたことから、90年代に入りようやく編入合併実現のはこびとなった。

本研究での分析対象時期は1957年～1973年と高度経済成長期の16年間にわたっており、この間に人口・世帯数は大幅な増加をみせた。当時5年ごとに行われていた上郷町国勢調査によると、1960年は人口総数8135人・世帯数1849世帯であったが、その10年後の1970年には10,137人・2719世帯となった⁶。また、この数値の推移から、当時の全国的な核家族化と同様に、上郷村においても例外なく世帯構成人数の減少が進んだことを見てとれる⁷。

この期間の村産業は、転換期を迎えていた。上郷史編集委員会『上郷史』によれば、「上郷村の産業構造は戦後になると大きく変貌する。…（中略）…郡都飯田市の隣接村である上郷は、都市化の方向を急速にたどるようになる。商工業的要素が著しく増大するとともに、

⁴ 辻浩ら、前掲論文、pp.4-5。

⁵ 上郷史編集委員会『上郷史』1978年、pp.813-818。

⁶ 上郷町公民館報第247号、1970年12月15日発行。

⁷ 2019年6月末時点での人口総数は13,768人、世帯数は5,536世帯である。上郷地域の人口は飯田市の中で伊賀良地域に次ぐ2番目であるが、世帯数は他地域に比べ最も多い。

飯田市のベッドタウンとして勤め人を中心とした非農的居住者の流入も著しくなる。」とあり、1960年に42%だった農家率は、高度経済成長終末期の1975年には21%へと半減している⁸。なお、当時の上郷村産業別就業人口は表1のとおりである⁹。

表1「高度経済成長期の上郷村産業別就業人口の推移」

	1960年	1965年	1970年	1975年
就業者総数	4194	4597	5709	6384
農業	1948	1597	1528	1246
林業	19	42	20	33
漁業	—	5	1	3
鉱業	—	8	6	3
建設業	228	377	439	619
製造業	868	1108	1518	1555
卸小売業	338	443	694	1114
金融保険			83	102
不動産業	38	57	9	18
運輸通信	160	156	218	266
電気・ガス・水道業	—	50	78	79
サービス業	450	610	904	1057
公務団体	145	144	210	285
その他	0	0	1	0

この期間の公民館報を通読すると、高度経済成長初期の上郷村の産業は、稲作・果樹栽培を中心とした農業を筆頭に、畜産業や村財政を支える林業等、第一次産業が盛んであったことが読み取れる。林業については村が関与し行われていたため、就業人口数は少ないものの村の一大産業であった。しかし、1970年代に入るところには『上郷史』における指摘のように、商工業発展に関する記事¹⁰や、それにより苦しむ村農業に触れた記事¹¹が掲載され始めている。飯田市隣接部から広がる都市化や、中央道をはじめとした交通網の整備に大きな影響を受けたことで、以上のような人口や産業構造の変化が起きたといえるだろう。

最後に、本報告は先述したように高度経済成長期の社会教育についてみていくものであるから、上郷村の社会教育の概要についても触れておく。

戦後から高度経済成長期にかけて、旧上郷村における社会教育活動は公民館と地域団体を中心として進められてきた¹²。公民館報第1号（1947年2月10日）で公布された「上郷村公民館条例」及び「上郷村公民館々則」によると、上郷村公民館は、「全村民の文化的教養を昂め、産業の興隆と、民主的自治体の確立を期することを以つて目的」として1947年に発足した。発足当初は本館の他に野底山、上黒田、下黒田、別府、南條、飯沼の6つの分館が設置され、内部組織としては教育部、図書部、文化部、産業部、芸能部、社会部、厚生部という7つの事業部門が置かれた。

1952年6月には公民館の組織が改正され、分館は上黒田、下黒田北、下黒田南、別府上、別府下、南條、飯沼南、飯沼北、丹保の9つとなり、事業部門は教養部、図書部、文

⁸ 上郷史編集委員会『上郷史』1978年、pp.1112-1113。引用部分も左記に同じ。

⁹ 上郷史編集委員会『上郷史』1978年、p.1113、「第53表 上郷の産業別就業人口の推移（国勢調査結果）」を一部抜粋。

¹⁰ 上郷村公民館報第230号（1969年6月20日）、第242号（1970年7月25日）、第271号（1972年11月25日）等。

¹¹ 上郷村公民館報第230号（1969年6月20日）、第237号（1970年1月1日）等。

¹² 上郷史編集委員会『上郷史』1978年、pp.1339-1345。

化部、産業部、社会部、厚生部の6つとなった(第37号、1952年6月1日)。これ以降高度経済成長期においては、分館は上記9館で安定し、部門は統合や新設がなされていた。詳しい動向については、後の「教育」の項で述べる。

(二村 玲衣)

(2) 旧上郷村公民館報の概要

本研究の問題関心は高度経済成長期であるため、分析対象を旧上郷村公民館報である「かみさと」の第94号(1967年3月10日)から第282号(1973年10月25日)までと設定した。もちろん、高度経済成長期は連続した流れの中にあるものであり、年号で区切れるものではないが、便宜的に1973年までに発行されたものと期間を設定し、分析を行っている。

記事の内容は、公民館報に取り上げられている主要なテーマから、行政(財政・選挙等)、産業(農業・工業等)、地域開発(インフラ・有線放送等)、環境(自然災害・公害等)、生活(新生活運動・地域自治等)、文化(地域団体・行事等)、教育(学校・公民館等)、平和(戦争・人権等)の8つのカテゴリーに分類し、分析を行った。なお、戸籍情報や役員名簿、編集後記など内容の分析が難しい記事に関しては「分析対象外」としている。

カテゴリー別の記事数は次の表の通りである。なお、記事によっては複数のカテゴリーに分類されているものもある。詳細は「(参考資料)旧上郷村公民館報記事分類一覧」を参照されたい。

(藤田 圭亮)

	行政	地域開発	産業	生活	文化	平和	環境	教育	分析対象外
第94号(後半のみ)	8	2	2	4	7	1	0	7	2
第95号	3	3	4	12	4	0	0	7	6
第96号	1	3	4	11	4	1	0	6	4
第97号	5	3	7	10	11	0	12	10	6
第98号	2	5	7	7	4	0	2	3	3
第99号	3	6	5	8	3	3	1	5	3
第100号	5	2	4	13	7	2	1	11	6
第101号	6	3	1	9	1	1	1	4	4
第102号	2	1	6	8	5	1	0	6	5
第103号	1	2	5	7	5	0	1	7	3
第104号	4	4	7	14	9	1	0	13	7
第105号	1	5	7	4	7	0	1	8	7
第106号	1	3	7	6	6	1	3	2	6
第107号	2	1	4	5	6	4	1	4	3
第108号	1	6	6	9	5	2	0	4	3
第109号	1	3	6	20	8	0	1	14	6
第110号	1	2	6	8	6	1	4	3	3
第111号	1	3	5	4	12	1	0	7	5
第112号	1	4	5	3	7	1	0	5	5
第113号	2	2	4	9	9	0	1	3	4
第114号	5	2	5	5	7	0	0	1	4
第115号	5	2	7	7	11	0	0	10	6
第116号	8	1	6	5	4	0	0	2	8
第117号	2	1	5	6	4	0	5	5	4
第118号	1	1	7	7	9	0	1	4	6
第119号	0	1	2	8	9	2	0	0	4
第120号	0	2	6	5	7	1	2	5	3
第121号	0	3	4	8	7	0	4	1	5
第122号	0	3	3	13	14	2	0	5	5
第123号	1	1	2	7	7	1	0	3	3
第124号	5	5	1	11	11	0	0	6	8
第125号	2	0	1	9	6	0	0	2	5
第126号	0	3	4	9	7	1	1	24	5
第127号	4	1	1	5	2	0	0	3	6
第128号	0	2	3	6	5	0	0	6	5
第129号	2	2	2	10	1	2	0	5	3
第130号(欠号)									
第131号	3	0	1	4	9	0	1	3	3
第132号	1	0	3	3	7	2	1	7	3
第133号	0	2	3	7	14	1	3	5	7
第134号	2	1	5	5	7	0	0	2	2
第135号	2	1	5	5	7	0	0	2	2
第136号	0	1	3	7	5	0	0	3	3
第137号	7	9	6	6	15	0	1	11	5
第138号	1	0	1	6	8	0	0	5	5
第139号	4	0	3	8	15	0	0	20	4
第140号	1	3	2	4	9	0	0	3	4
第141号	1	2	1	4	10	0	0	4	3

	行政	地域開発	産業	生活	文化	平和	環境	教育	分析 対象外
第142号	5	1	5	5	10	0	0	8	6
第143号	5	0	2	1	3	1	38	1	4
第144号	0	0	5	6	2	2	30	4	4
第145号	7	0	10	7	5	1	3	3	5
第146号	1	0	4	7	3	0	1	8	6
第147号	6	0	0	7	5	1	2	4	12
第148号	3	0	2	7	7	1	0	7	5
第149号	1	1	2	6	3	0	1	6	1
第150号	11	2	2	8	14	0	1	5	6
第151号	3	0	5	4	2	1	3	2	5
第152号	3	1	4	5	5	2	1	3	4
第153号	1	0	5	7	6	2	0	4	4
第154号	0	0	17	5	8	2	0	5	4
第155号	0	1	3	4	6	3	1	4	4
第156号	2	1	2	7	5	1	0	6	2
第157号	5	0	2	9	4	1	1	4	14
第158号	4	0	1	4	8	0	0	3	3
第159号	17	1	4	6	9	1	2	6	4
第160号	5	0	3	6	6	0	0	6	6
第161号	9	0	1	8	3	0	0	2	4
第162号	3	0	4	9	3	1	1	4	6
第163号	1	1	5	7	1	1	0	7	5
第164号	6	1	1	5	2	2	0	0	6
第165号	2	1	4	4	3	4	0	3	4
第166号	5	2	3	6	3	4	0	2	4
第167号	12	3	1	12	7	0	1	16	6
第168号	4	2	0	6	7	0	1	3	4
第169号	2	2	1	7	3	0	1	7	3
第170号	11	0	1	11	8	0	0	12	9
第171号	5	0	9	18	4	0	4	3	7
第172号	0	2	4	8	7	0	2	4	4
第173号	2	4	1	11	9	0	0	9	2
第174号	3	2	1	13	12	0	0	4	3
第175号	11	2	0	7	0	0	0	13	1
第176号	2	2	3	9	8	2	0	2	4
第177号	4	4	0	9	4	0	0	7	3
第178号	0	0	3	7	8	0	1	3	4
第179号	1	1	2	7	12	0	0	6	4
第180号	4	0	2	5	5	0	1	5	8
第181号	5	1	5	12	5	0	0	5	4
第182号	4	1	6	10	3	1	2	2	3
第183号	2	0	6	9	6	2	0	6	1
第184号	3	3	3	9	7	1	0	7	2
第185号	4	3	0	8	5	1	1	2	1
第186号	2	1	7	16	8	0	1	7	1
第187号	4	1	5	7	11	1	1	7	4
第188号	2	4	3	11	5	1	3	2	4
第189号	7	5	1	10	6	1	0	4	7

	行政	地域開発	産業	生活	文化	平和	環境	教育	分析対象外
第190号	4	3	2	11	13	2	0	5	5
第191号	8	3	8	14	17	0	1	15	4
第192号	1	0	6	10	6	0	0	9	3
第193号	4	4	4	10	5	0	0	7	6
第194号	1	1	4	10	5	2	1	3	4
第195号	4	0	4	10	5	0	0	5	4
第196号	1	3	4	9	3	0	0	5	3
第197号	5	0	2	10	7	0	0	2	7
第198号	4	4	3	7	4	1	1	5	4
第199号	4	3	3	7	5	1	1	2	4
第200号	1	4	8	6	0	0	2	6	3
第201号	4	0	1	15	3	1	0	3	10
第202号	5	2	0	7	9	1	2	8	3
第203号	4	6	3	4	3	0	2	1	4
第204号	9	3	2	6	5	0	1	1	7
第205号	2	5	6	7	3	0	1	8	4
第206号	1	2	5	9	5	1	1	2	5
第207号	4	3	0	7	5	1	3	7	5
第208号	1	2	3	10	3	2	0	2	5
第209号	1	0	2	10	2	1	0	8	4
第210号	0	3	4	14	3	1	0	1	5
第211号	0	14	2	0	0	0	0	4	1
第212号	2	3	1	8	8	0	0	3	7
第213号	2	4	3	7	3	0	0	5	5
第214号	2	2	3	10	7	1	0	4	6
第215号	7	8	8	14	13	0	2	6	4
第216号	3	1	1	3	5	1	1	9	6
第217号	2	3	3	6	7	1	0	13	2
第218号	5	4	1	4	5	2	0	4	4
第219号	6	0	2	13	6	1	1	4	5
第220号	6	2	0	1	7	2	0	4	2
第221号	0	0	4	13	11	3	1	1	5
第222号	5	1	1	8	7	0	0	3	4
第223号	0	2	3	9	14	3	0	4	8
第224号	5	4	2	3	5	0	1	1	4
第225号	1	0	4	2	7	0	0	2	4
第226号	1	0	1	8	7	0	0	3	5
第227号	5	3	1	5	5	0	4	4	5
第228号	8	10	5	12	4	1	0	3	8
第229号	8	1	1	3	5	0	0	1	5
第230号	3	2	4	4	2	0	1	1	7
第231号	3	8	5	3	6	1	1	1	5
第232号	0	1	0	4	2	2	0	5	6
第233号	1	2	0	14	11	0	1	0	8
第234号	2	1	3	3	8	3	0	3	5
第235号	0	0	2	4	6	0	1	1	4
第236号	3	1	3	3	4	1	0	2	4
第237号	1	8	3	0	2	0	0	1	4

	行政	地域開発	産業	生活	文化	平和	環境	教育	分析 対象外
第239号	1	3	6	7	12	0	0	4	5
第240号	11	5	3	10	0	1	0	2	3
第241号	3	0	0	7	7	0	1	3	2
第242号	1	2	3	8	3	2	1	7	2
第243号	1	1	2	5	2	0	2	0	2
第244号	4	8	1	7	8	3	1	1	2
第245号	2	0	1	13	7	0	0	1	4
第246号	2	0	4	13	6	1	3	3	2
第247号	1	0	1	5	2	1	0	5	2
第248号	1	1	1	4	4	0	0	5	4
第249号	3	3	3	3	2	1	0	5	1
第250号	4	2	0	11	2	0	0	13	2
第251号	5	0	1	0	0	0	1	1	0
第252号	29	6	2	14	4	0	4	5	0
第253号	5	0	0	2	6	0	1	3	1
第254号	2	5	7	12	2	0	1	3	2
第255号	3	2	2	2	5	0	0	6	2
第256号	1	0	3	15	9	0	0	13	1
第257号	0	0	1	8	1	3	2	7	1
第258号	0	4	1	2	4	0	0	9	3
第259号	2	5	6	7	9	1	3	6	3
第260号	0	1	0	9	3	0	0	2	3
第261号	3	2	0	8	5	0	0	10	3
第262号	0	3	3	15	9	1	1	4	3
第263号	0	1	0	9	6	1	1	5	2
第264号	3	0	0	6	3	0	0	5	5
第265号	25	3	3	13	5	1	1	11	4
第266号	1	0	4	9	6	1	2	5	3
第267号	3	1	2	10	3	0	2	11	6
第268号	0	0	0	5	8	2	4	2	2
第269号	3	2	1	9	10	1	2	5	3
第270号	3	2	1	6	4	0	0	1	2
第271号	3	1	3	8	16	11	1	4	2
第272号	6	0	0	4	6	0	0	7	4
第273号	1	1	3	5	2	1	0	3	4
第274号	9	0	0	19	18	0	2	5	5
第275号	2	0	0	9	5	1	1	8	1
第276号	23	2	5	13	6	0	1	4	5
第277号	1	3	0	4	10	1	0	7	4
第278号	2	1	1	8	5	1	1	15	3
第279号	5	1	0	8	6	0	0	1	3
第280号	2	0	0	14	9	2	5	4	3
第281号	2	0	2	5	7	0	1	5	3
第282号	3	0	0	7	5	2	0	3	3
計	642	376	572	1443	1153	148	227	945	785

3. 旧上郷村公民館報記事の分析

(1) 行政

本節では、旧上郷村公民館報「かみさと」(以下「かみさと」)における「行政」に関する記事について検討を行う。本節で取り上げるのは、①合併問題と町制、②施政方針と予算編成、③公明選挙運動、④岩手分村との交流、⑤自治研究会、の5項目である。

① 合併問題と町制

i) 市町村合併への反対

1950年代における主要な行政課題の一つは、1953年の町村合併推進法によって浮上した合併問題への対応であった。旧上郷村の合併史は、主に第240号(1970年5月15日)に記録されている。

1953年以前の合併史は次の通りである。まず、明治の廃藩置県によって1875年に上黒田村、下黒田村、飯沼村、南条村、別府村、座光寺村の6か村が合併し、「上郷村」となった。しかし、1881年にそれが黒田村、飯沼村、別府村、座光寺村の4か村に分裂した。その後、1889年の市町村制によって、座光寺村以外の黒田村、飯沼村、南条村の3か村が合併し、再び「上郷村」を名乗るようになったのである。

1953年の町村合併推進法制定に伴い、旧上郷村においては、まず座光寺町との合併、北部五ヶ村合併、一市一町五ヶ村合併、一市一町十ヶ村合併等が議論の俎上に上った。しかし、結果として、1956年9月町村合併推進法の有効期限満了を契機に、上郷村と鼎町を除いた一市七ヶ町村が合併することとなった。その後、1956年新市町村建設促進法の制定とともに、旧上郷村は県からの知事勧告を受け、飯田市との合併を検討することとなった。

合併の可否については、「町村合併問題は村民の意志によってきめる」という民主主義の原則に則って検討を進めていくことが村長から示された。そして、1956年1月には「町村合併研究委員会」が発足され、村長の諮問に基づいて、合併の可否についての調査、視察、資料収集などの研究が行われた。

結果として、翌1957年2月に同委員会は、住民の福祉にならないという理由から『飯田市との合併反対』との結論を絶対多数をもって決定し、村長に答申した。村当局はこの答申について、科学的研究に基づいており、また、町村合併研究委員会が村民の代表機関として民主的な構成であるとし、合併反対は村民の大多数の声であると判断した。また、村議会においてもこの答申は満場一致で承認された。

この決定に基づいて、村当局は1957年3月に新たに「合併問題対策委員」を委嘱し、今後の合併問題処理に万全を期すとともに、自治組合長会、分館区域ごとの部落懇談会等による村論の統一を図った。同じ時期、青年会においても合併反対の意向が示されており、「皆の足並が揃う様努力する」としてポスターの掲示や話し合い等の活動を行っていくこととしている(第94号、1957年3月10日)。

こうして、1957年4月には村長、助役、議長が下伊那地方事務所長を訪問して知事勧告を返上し、旧上郷村は独立して行政を進めていくこととなった(第96号、1957年6月1日)。

ii) 町制の施行

以上のような経緯のもと、市町村合併を行わずに独立して行政を進めてきた旧上郷村は、1970年3月31日に町制を施行し、「上郷町」と名称を変えた。町制問題の概要は、主に第240号(1970年5月15日)に整理されているため、以下ではそれに従って町制施行までの経緯を追っていく。

町制の問題が初めて議論されたのは、1952年のことであった。当時の商工会長から町制施行の熱心な提言があり、これを受けて村当局でも町制施行の可否について調査・研究が行われた。その結果、旧上郷村は当時の長野県条例に適合していたため、町制施行に向けて事を運ぶこととした。さらに、翌1953年には座光寺町との合併が議論され始めたため、合併後の市町村を「町」とする方向となった。

しかし、結果として他市町村との合併は実現せず、合併問題の沈静化に伴って町制問題も公に議論されなくなった。

その後、村内には町制施行を求める考えが潜在的に存在していたが、1960年代半ばにさしかかり、特に商工業関係者から町制施行の意見要望が強く出されるようになった。第220号(1968年8月25日)では、町政施行を求める当時の商工会長の意見が掲載されており、町制施行が必要な理由を次のように述べている。すなわち、①戸数や人口など、町制施行に求められる資格を有していること、②上郷村は郡の中心地域であり、今後必ず都市化すること、③文化・経済関係の施設が充実しており、農協や商工会などの組織が郡内でも優れていること、④今後、広域行政によって他市町村と連携する際、村のままでは何等かの負い目になるであろうこと、⑤町制にあたって懸念される経費は調査の結果心配ないこと、⑥将来再び市町村合併が求められたとき、独立路線で進むには町で居た方が力強いこと、の6点である。

このような意見要望がありながらも、行政的にも財政的にも直接的なメリットがないという理由から、村当局は町制施行を積極的に推進しようとすることはなかった。

しかし、1969年3月の定例会議において町制施行の世論が議会発言として現れたことを契機に、村民の意見をよく聞きながらこの問題を進めることとなった。そこで、同年4月には、各種団体の幹部、各区長、公民館関係者、前村長等によって、2回にわたる研究協議会が行われた。ここでは、町制施行のメリットとして、国会への陳情や上級官庁への交渉には村より町の方が優位である、公営住宅等の受入がしやすい、商工業者は取引等で町の力が優位である、といった点が挙げられた(第229号、1969年5月25日)。一方、特に農業協同組合から、町制による農業者への影響を懸念する意見が出たため、協議は一時保留して調査・研究が行われた。その結果、農業協同組合も町制施行に賛成となったため、1969年12月に第3回の研究協議会が開催された。すると、今度は全住民の意見を聞いて町制問題を進めていくことが決議された。

そこで、1970年1月に部落懇談会を開催したところ、反対の声は無く、「むしろこの機会にこそ住民意識を高揚して力強く前進しよう」といった意見が出され、町制導入の方針が確定された。

こうして、1970年1月27日の村議会臨時会によって町制施行が決議され、県議会の議決や県報広告、官報告示を経て、同年4月1日づけで旧上郷村は「上郷町」を名乗ることとなった。

② 施政方針と予算編成

「かみさと」においては、各年度初めに当初予算と施政方針が公開されている。ここでは、重点が置かれている施策に注目しながら、高度経済成長期の旧上郷村の施政方針と予算編成について整理していく。

i) 合併反対を経た施政方針の確立

合併に反対し、独立路線で進むことを決定してから初の予算公開となる第 95 号（1957 年 6 月 1 日）では、次のように予算編成方針が示されている。すなわち、「住民福祉を基盤として堅実なる歳入で最大の効果を挙げる」ことを主眼として、「消費的経費で節約のできるものは極力圧縮」することで、「それを建設経費に充てて他市町村に優れた理想郷に近からしめるように努めた」ということである。「住民福祉の向上」に向けた具体的な施策として、文化センターの建設、役場庁舎の改築、上下水道の促進、竜西一貫水路の受入、道路網の整備確立とそれに伴う大中小河川の整備等が進められることとなった（第 116 号、1959 年 5 月 25 日）。これらのうち、特に文化センターの建設、役場庁舎の改築、上下水道の整備は特に重点施策であったためか、館報においてもその進捗状況等が頻繁に取り上げられている。

村の財源としては村有林が重視されており、当時の村長は「村民の福祉のために効率的に活用して行かなくてはならないという理念のもとに、理想的に運営して財源を求め漸次村の施設を整備して他市町村に劣ることのない様清盛発展させて行きたい」と言及している（第 104 号、1958 年 5 月 15 日）。一方、先に挙げた文化センター建設等の事業については、「他の市町村では大事業を行う場合に税金を上げるとか、寄附金を徴収するという方法で行っていますが、本村としては迷惑をかけず、しかも村有林経営計画を侵すことなく合理的に且最高度に利用することにより財源をつくって行う」としている（第 123 号、1959 年 12 月 11 日）。

こうした方針に基づき、1959 年には「上郷村政四ヶ年計画」が策定され、以降 1961 年までの 4 年間の村政は、この計画に沿って進められることとなった（第 123 号、1959 年 12 月 11 日）。

ii) 災害復旧と村民センター・役場庁舎の完成

四ヶ年計画実施の最終年にあたる 1961 年 6 月には、大規模な豪雨被害を受け、その復旧を村政の最重要課題とせざるを得なくなる。そのことを反映して、1962 年度の当初予算では、災害復旧費に 11700 万円が充てられている（第 150 号、1962 年 5 月 25 日）。災害からの復旧作業は 4 年にわたって続けられ、1965 年 7 月に館報で作業完了が宣言されている。復旧にあたっては、県による事業として 7 億 1500 万円、村による事業として 1 億 2470 万円がかけられた（第 182 号、1965 年 7 月 1 日）。

一方、1961 年に予定されていた文化センターと役場庁舎の建設は、この豪雨被害によって大幅に予定が延期され、いずれも 1964 年に完成を迎えた。完成した村民センター・役場庁舎の規模は当初の予定より縮小されており、相互の施設の不足を施設間連携によって補うこととされた（第 164 号、1963 年 10 月 30 日）。なお、これらの施設の建設は、農協

からの借入金などを利用して村民に負担を課さない方向で進めていくとされていたが、詳細な財源確保の方途が明確に示されておらず、村民からはそうした予算編成の曖昧さを指摘する意見も出されていた（第 168 号、1964 年 2 月 25 日）。

また、財政に関連して、村有林の第二次経営計画（1963 年～1967 年）の確立にあたって、村有林経営が森林組合への業務委託から村の直営へと変更された。その理由は、「本村のような村の森林面積の大部分を占める大きな村有林の経営は、村がその行政の一環として、直接これを行うことが本来の姿であると考えられ」るため、とされている。経営体制の切り替えにあたって、従来の森林組合製材工場事務所には上郷村林産課が設けられるとともに、森林組合製材工場は上郷村村営製材工場となった（162 号、1963 年 6 月 29 日）。

iii) 継続事業の処理と中央自動車道問題への対応

文化センター・役場庁舎建設を終えると、上下水道の整備や産業振興事業（農業構造改善事業）、新たに持ち上がった中央自動車道建設計画への対応、村立高松病院の増築整備などが村政の重点事業として据えられた（191 号、1966 年 5 月 30 日）。なお、村立病院の増築整備にあたっては、一般会計から独立させ、病院会計の独立採算制で運営することとなった。

1967 年には村長選が行われ、村長が交代した。新村長は就任にあたって、村の状況を「好むと好まざるとにかかわらず現実の問題となってきた中央道の通過、上水道施設の完遂とその後の運営等をはじめとしたいくつかの大きな事柄や、また道路整備のほか細かい配慮を要する多くの事柄が横たわっている」と捉えた上で、「まず村の現状実態をしっかりとつかみ、その上にたって総合的な施策計画を立て、現在から将来にわたる考え方を策定したい」と述べている（第 204 号、1967 年 5 月 25 日）。

このように、新村長は基本的に前村長の方針を引き継ぐ姿勢であったため、一連の事業は継続して取り組まれることとなった。そして、1969 年末には、1958 年から村政の重点施策として掲げていた上下水道の整備が完了した。

財政については、役場庁舎・文化センター建設後の 1966 年度の予算編成から「財政の健全性を堅持する」、「収入の確保に努めるとともに冗費の節約を図る」といった方針が出されていた。その後村予算は年々着実に増加しており、1969 年には一般会計が約 2 億 2400 万円に到達し、村として初めて 2 億円を上回った（第 228 号、1969 年 4 月 25 日、第 236 号、1969 年 12 月 25 日）。

iv) 人口増加に伴う教育・福祉施策の重点化

1970 年代に突入すると、急激な人口増加を背景として、村政が教育や福祉の施策に重点を置くようになっていく。特に旧上郷村は、他市町村と比較しても自然増・社会増ともに高い傾向にあった（第 237 号、1970 年 1 月 1 日）。この時期の町政は、「人口急増に伴う諸現象に対処し将来を配慮する諸施策の実施であり、又我々が従来の国民総生産の増強体制から、社会開発、福祉第一と軌道修正を迎えられているとき」であることを重視するとされている（第 264 号、1972 年 4 月 25 日）。

こうした方針のもと、1970 年の予算編成においては、従来の道路整備、中央自動車道対策、産業振興などの施策とともに、福祉関係では老人福祉・児童福祉・障害者福祉、教育

関係では学童急増に対する教育施設費の充実、を重点施策に据えている（第 240 号、1970 年 5 月 15 日）。以降、本分析が対象とする 1973 年までは、基本的にここで挙げられた社会開発や福祉を重点とする路線で町政が進められていくこととなる。

具体的には、福祉関連では高齢者・児童の医療費補助、ホームヘルパーの充実、身体障害者等への給付制度などの施策が打たれた。教育関係では、児童数の急増や施設の老朽化から小学校の建設が大きな新規事業として取り組まれ、1972 年には新校舎が完成した（第 276 号、1973 年 4 月 25 日）。この他、1971 年には野底山に勤労青少年の研修センターが建設された（第 252 号、1971 年 4 月 30 日）。

財政に関連して、町民税が 1971 年には標準税率にまで引き下げられた。これは、給与所得の自然増や商工関係の伸び幅等によって、町民税引き下げに伴う減額分を補うことができるという判断によるものである（第 240 号、1970 年 5 月 15 日）。しかし、1973 年の予算編成にあたっては、町の歳入総額あたりの税収割合が低下してきており、税収入の伸びが財政需要の増加に対応しきれなくなっていることが指摘されている。さらに、館報ではこの点について「町政も産業優先から生活優先へと転換期にあり、これが行政サービスとはねかえっていく財源確保のため、税の再分配等国の施策が要求される」とされている（第 276 号、1973 年 4 月 25 日）。

③ 公明選挙運動

高度成長期の旧上郷村では、公明選挙運動が活発に行われていた。館報では、選挙の振り返りや公明選挙運動の協議内容が頻繁に取り上げられている。

第 116 号（1959 年 5 月 25 日）や第 135 号（1960 年 11 月 15 日）では、選挙活動や投票行動について、次のような問題点が指摘されている。第一は、部落票をはじめとして、地縁や血縁によって投票が左右されてしまうという問題である。これに関しては、「張り込み尾行が行われ通行人の動静を監視したという話がある」「告示前から得票数の計算ができていたり、推測だけでなく一応の話し合いがいたりしている」などの意見が出されている。第二は、選挙活動にあたっての金銭的な問題である。具体的には、「（立候補者が）選挙事務所に来た顔見知りに対して炊き出しをしなければならない」「金や品物、義理や人情によって動く票が存在する」といった点が指摘されている。第三は、立候補者の姿勢に関する問題である。これについては、「当選のために嘘を言う候補者がいる」などが挙げられている。

こうした問題状況を受けて 1958 年に青年会役員と選挙管理委員会の合同で開催された「話し合い合同研修大会」では、「公明選挙について」という分科会が設けられ、議論が行われている。ここでは、公明選挙推進のために、村民が「毎日の暮らしの中から政治との結びつきを考える事により、自己の政治的存在を意識し、その権利と義務とを心得て、行動に責任を持つ態度を養わなくてはならない」とし、そのために「話し合い学習」が必要である、としている。この研修大会の内容を記載している第 103 号（1958 年 3 月 15 日）では、話し合い学習を「私たちの生活の中にある、身近ないろいろな問題を話しあって、みんなで考えみんなの力で解決していく、勉強」であると紹介している。また、話し合いにおいては、「必ず各自が思っていることを、発言すること」と「他人の発言については、良く聞きその発言を阻止するようなことをしないこと」が重要であるとされ、司会者、助

言者を設置する必要性が説かれている。

さらに、1959年2月には、民主政治を確立し選挙が公明公正に行われるよう推進することを目的として、「上郷町公明選挙推進委員会」が発足された。発足に際して、選挙管理委員会、教育委員会、公民館、婦人会、青年会の代表者が集い、規約や事業、運動方針を協議している。定められた主な事業は、①公民館報、有線放送、回覧板等による宣伝、②常に政治意識を啓発する、③講演会、懇親会の開催、④映画、スライドによる啓発、等である。役員は、会長を選挙管理委員長、副会長を教育委員長、公民館長、婦人会長、青年会長が務め、さらに理事10名、代議員40名が参加している（第114号、1959年3月10日）。

なお、公民館はこの協議会に参加しているが、公明選挙というより、むしろ自分の考えている政策を政治に反映させるような意識の向上に注力するとしている（第151号、1962年6月24日）。具体的な活動の一例として、各地区の分館を中心に村政を知る会や部落懇談会が行われていたことが、館報の中で度々触れられている。

このように公明選挙実現に向けた運動が展開される中、翌月に統一地方選挙を控えた1963年3月23日には、村として「公明選挙推進村」を宣言することが村議会で議決されている。宣言内容としては、「過去の選挙が情実に流れ、金力につながる等の悪習があとをたゞない」ことを反省し、「かゝる悪習を追放し違反のない選挙を確立する」ことを確認するものとなっている（第159号、1963年3月30日）。

なお、公明選挙推進宣言が掲載されている第159号では、公民館広報部によって行われた選挙に関する村民アンケート（回答者138人）の結果が公開されている。具体的な内容としては、まず、選挙運動について感じることとして、事前運動、地縁・血縁等による推薦会への出席や投票の強要等の問題が挙げられている。また、候補者部落推薦と無投票選挙の可否を問うアンケートも行われており、結果は次の通りである。部落推薦については、「部落推薦がよい」43人、「部落推薦には反対」81人、「わからない」14人で、部落推薦への賛成は、高年代ほど高く、男性に多い傾向にあった。「部落推薦がよい」とする理由は、主に候補者の人物（格）を中心に、部落の役に立つ人という観点に立っているのに対し、「よくない」とする理由は、選挙は自由の立場で行うべきであり、誰からも強制されるべきではないという精神に立脚し、政策に基づいて判断する必要があるとするものだった。一方、無投票選挙については、「無投票選挙がよい」12人、「無投票選挙はよくない」96人、「わからない」30人であり、「よい」と答えた人は女性・高年齢層がやや多い傾向にあった。賛成意見の理由は、選挙運動の手間が省けてよい、反対意見の理由は、自分の考えを意思表示するには無投票では意味がない、というものが挙げられた。

1971年4月の地方統一選挙にあたっては、公民館や各種団体によって、各立候補者の政見を町民に伝えるための取り組みが行われた。まず、町民に立候補者の政見、抱負を知らせ正しい判断のもとに正しい選挙が出来るよう、公民館広報部によって集約された立候補者の所信表明を一覧にした「かみさと」の「選挙特集号」（第251号、1971年4月21日）が発刊された。また、立候補者全員の抱負、政見を聞き、正しい判断のもとに正しい人を選ぶべきだとし、青年団、婦人会、若妻会の働きかけにより、小学校体育館で合同個人演説会が開催された。この演説会には町議会議員の立候補者全員が参加し、また申し合わせにより各候補者とも他候補の意見を聞くということになり、当日には約1000人の住

民が集まった。参加した住民の感想としては、「時間は少なくとも候補者の顔を見、意見を聞いてこそ正しい選挙ができるので、ただなにもせず明るい選挙をしましょうと呼びかけているだけでは駄目だ」と、これまでの公明選挙運動を反省する声が多く見られたという（第 252 号、1971 年 4 月 30 日）。

④ 岩手分村との交流

「かみさと」では、第 1 号（1948 年 2 月 25 日発行）から岩手開拓団に関する記事が載せられており、逐次開拓記録や開拓団の生活について触れられてきた。本報告で扱う期間の「かみさと」においては、第 94 号（1957 年 3 月）～124 号（1970 年 1 月）まで岩手分村開拓史について綴られており、第 211 号（1967 年 11 月 23 日）は岩手分村特集号として、岩手分村における生活・文化の状況や農産業、これまでの開拓史や最近の開拓記録についてまとめられている。

岩手開拓団は、満蒙開拓団として派遣されていた村民が敗戦後に帰還しても生活・労働の場がなく、その結果岩手県へ送られたという経緯がある。開拓団先遣隊は 1947 年 1 月に岩手に到着し、岩手県庁拓務関係職員に支えられながら開拓地確保に取り組み始めたが、有力候補であった地域が住民の反対により覆ったことから土地の確保に難航し、飢えと寒さのなか手段を尽くしてとうとう滝沢村一本木に入植することとなった。次いで 1947 年 5 月半ばには滝沢村柳沢の拓地交渉が始められ、「岩手開拓史の中で最も苦しく、最も激しい」交渉を乗り越え 6 月末に約 20 世帯の入植が決定した。

開拓後、分村民は収入となる農業基盤を整え、生活の場としても充実させていく。農業は、一本木地区においては開拓当初はあわ、エン麦、馬鈴薯などの雑穀農業であったが、1952、3 年の冷害により打撃を受けたため酪農へ変わった。米の自給については、同地区では水利がないため陸稲を栽培している。一方で柳沢地区は平原で水利があるため、酪農、畜産の他に水稲による稲作や野菜栽培もおこなわれている。

1967 年時点では、分村の農業経営について、次のような問題点が指摘されている。第一に、子世代が進学・就職した後の農業の継続に関する問題である。これについては、一方で県立農業伝習場に通う農家の子弟も多く、農業経営の近代化が期待されている。第二に、共同経営の問題である。一時分村では共同経営の計画が持ち上がっており、その成果が期待されていたが、1971 年の訪問では経営は現地人に買い取られ、共同経営の話は立ち消えとなっていた。この背景には経済的、人種的など種々の問題があったことが示唆されている。

生活文化の整備としては、本村行政の支援のもと 1963 年に公民館が、また 1964 年には婦人ホームが建設されている。1971 年頃には各家庭で近代的な住宅が建設されはじめており、テレビや新聞、石油ストーブやこたつなども普及している。

分村の子どもたちは、一本木小学校まで数キロの道を通い、中学・高校に進学すると盛岡市へ進学する。中学・高校では、自転車や定期バスで通学する者もいれば、学校の寮を利用する者もいたようである。

⑤ 自治研究会

旧上郷村では、役場の職員組合が中心となって「自治研究会」と呼ばれる研究会が行わ

れていた。館報上では、少なくとも1964年から1969年の間、毎年実施されていたことが確認できる。

研究集会の活動内容は「地域の人たちと村の職員が互いに地域の生活をよくするために、村の政治等について話し合い、研究しあう」とされている（第186号、1965年11月15日）。例えば、1969年に行われた第6回集会では、農業、税金、町制、交通、保育、社会教育など、テーマごとに討論が行われた（第236号、1969年12月25号）。

この他、1968年には上郷村役場職員組合・伊那郡職員組合連合会によって「自治体学校」と称する学習会が実施されている。これは、「自治体（村）に働く職員のあり方、自治研活動発展の道筋を学び、今後の活動の指針を得よう」とするもので、上郷村公民館を拠点として2日間活動が行われた（第220号、1968年8月25日）。

以上、高度経済成長期における「かみさと」の行政に関する記事の整理を通じて、旧上郷村の特徴として次のようなことが明らかになった。

第一に、この時期の上郷村においては、主に合併・町制への対応や公明選挙の実現が大きな課題であった。これらの課題は阿智村でも見られたものであり、それらへの対応はそれぞれ異なるが、高度経済成長期の農村の共通した課題であったと考えられる。

第二に、村の施政方針については、1950年代後半から1960年代にかけては住民生活の基盤となるハード面の整備が中心であったのに対し、1970年代にさしかかり人口が増加すると、教育・福祉分野の制度や支援といったソフト面での施策に重点が置かれるようになるという変化が見られた。こうした大まかな施政方針の変化は、阿智村と共通しているといえる。一方、財源確保に関して、旧上郷村は村有林経営の合理化を優先課題とし、住民に負担を強いる増税などの手段を避けようとしており、この点は阿智村には見られない旧上郷村の特徴であると考えられる。

第三に、公明選挙運動等の取り組みを通して、地域社会のあり方を見直していく動きが生まれていた。部落票の存在や、合併反対に向けた部落単位での村論統一の動きから分かるように、旧上郷村において地縁組織は全体主義的な側面を色濃く残しており、行政や選挙活動もそれに依存していた。公明選挙運動では、そのような地域社会の変革を志向する動きが見られた。このような旧上郷村の動きは、同時期の阿智村において地域社会の空洞化が問題視されていたことと対照的である。また、旧上郷村の公明選挙運動に関しては、公民館が「自分の考えている政策を政治に反映させるような意識の向上」という点から運動に独自の役割を持つようとしていた点も注目される。

第四に、分村の歴史や分村との交流の様子が、公民館報を通じて周知されていることも特徴的である。阿智村にも分村が存在しており、交流が行われていた可能性はあるが、公民館報で分村について大々的に取り上げてはいなかった。「かみさと」において分村が注目された背景や意義については、ここでは明らかにすることができなかつたため、さらなる検討が必要である。

（藤田 圭亮）

（2）産業

「産業」の記事では、危機に直面していた旧上郷村の産業（農業と商工業）の振興施策、

及び産業振興をめぐる村民の討議が紹介された。

① 農業

i) 曲がり角に立つ農業

60年代から日本の農業は深まる危機の中へ沈んでいき、農家人口は減少し、今後の農業のあり方に迷っていた農民が多くみられ、それは資本主義経済発展のためであったと考えられる。

第134号(1960年10月15日)と第137号(1961年1月1日)によると、当時、農業は社会奉仕事業として捉えられるべきであったが、工業生産力の向上と貿易の自由化に伴い、他産業の所得が漸増するとともに、農家の経済が不安定となってきた。日本の経済は独占資本化の段階に入ったため、農業も法人化によって資本主義化が始まろうとした。外国農業との競争で負ける恐れがあるため、村の財政にも悪影響をもたらす傾向が見られた。第228号(1969年4月25日)によると、食管制度の手直しがかかったことは曲がり角に立ち、工業などの高度経済成長政策遂行に必要な安い労働力と食糧の供給によって一部の農民は切り捨てられ、つまり農業は工業生産の発展のために犠牲を払ってきた。農民にとっては経済的、精神的に難しい状況になり、この影響で農村の購買力が低下となり一般産業に対して損害を与えた。(第254号、1971年6月30日)

そうした独占資本が招いた都市と農村との生活水準と所得の間の格差、及び農民の政治の無関心と農民軽視の政治によって、若者は離農し都会へと流れ去って、他産業へ移行する傾向があった(第154号、1962年9月15日;第238号、1970年2月20日)。

ii) 農業振興

封建的な農村における農業は社会奉仕事業であり、資本主義的産業になっていないため、農産物価格の安定性を保たなければならなかった。日本農業の「小農制」が社会全体の資本主義化にしたがって競争した結果、多くの農家は貧しくなり都市に流れ込んで工業労働者になった。しかし、規模の小さい日本工業のため、農民は農村に戻って、のし上った農家に依存するしかなかった。戦後、資本主義独占化が一層に進んでおり、海外の安い農産物の輸入によって農家は独立生産者意識にたたられ、農家相互は引き上げられる傾向が強くなっていた(第135号、1960年11月15日)。農業従事者の健康的な生活を営むという目標に向かって、曲がり角に立つ農業を危機から解放するために、農業の近代化が目指されていた。たとえば、第105号(1958年6月15日)では養蚕経営をめぐる将来性や課題が検討された。収入不足などの問題点に対して、経営が大きく家族以外に労働力を雇用しなければならなかったため、実収入が低く、労力を節減して生産費を安くしなくてはならず、手間を省く平飼に取り組むことを計画する必要がある、養蚕の安定を追求するために養蚕の要領を把握し、蚕園能率をあげて反別を減らして反収を増やすことを考えなくては行けないと指摘され、さらに、経営の有機的な条件の組み合わせ方を改善していくことは無視できなかったと主張されていた。

農政の貧しさは所得格差、兼業化、労力不足などの問題を招いた。したがって、政府は農業振興のための農政をめぐる課題を提起し解決策を見つけようとした。農協部落懇談会では、様々な対策が検討された。第215号(1968年3月25日)によると、農政の貧しさ

による問題に対応するような農政活動の強化、農産物の適正価格の実現、流通機構の近代化、営農団地の造成、中央道対策、自己資本の増成などに取り組んでいた。また、新技術の導入、農繁期の副食の供給方を考える必要性、農協合併に関する説明、減税、村政と農協経営との連携、農地改廃対策、後継者対策、農産物価格対策、組合員の生活向上などが求められていた。自民党と社会党が農政に対する農民の注目を促進することは共通的な取り組みとして指摘された（第 154 号、1962 年 9 月 15 日）。農民の立場に立って農民を守る政治家を育成することが重要であることも指摘された（第 228 号、1969 年 4 月 25 日）。

農業構造を変える必要があると考えられていた。農業構造改善事業の目標は、国民経済と社会生活の向上に即応し、農業の自然的、経済的、社会的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差を減少し、農業従事者は他産業従事者と均衡する生活を維持できるだけの所得を得られる体制を作ることであった。資本と土地の零細性を特徴とする日本農業構造の問題によって、農産物需要の高度化に対して農業生産体制の遅れが無視できなくなり、農地保有の合理化、農業経営の近代化、協業化などといった農業構造の改善を図るような施策を通して、労働生産性と収益性を高めることが必要となった（第 154 号、1962 年 9 月 15 日）。

当時、農業振興の施策を討議する活動は毎年取り組まれた。第 110 号（1958 年 11 月 13 日）、第 194 号（1966 年 8 月 25 日）、第 208 号（1967 年 9 月 25 日）、第 223 号（1968 年 11 月 17 日）、第 234 号（1968 年 12 月 17 日）、第 271 号（1972 年 11 月 25 日）などにおいては、家畜共進会の様子が述べられた。家畜共進会は家畜の管理などの課題が検討され、優秀な農業従事者が表彰される場を提供する農業従事者の交流会として捉えられた。また、農事視察も取り組まれ、第 115 号（1959 年 4 月 20 日）や第 133 号（1960 年 9 月 15 日）などにおいては、ビニールハウス栽培や省力化された栽培技術を見学する、及び貿易自由化に対し、農家経済の安定を図る対策を検討する農事視察が行われたことは述べられている。そのほか、農業被害防止対策及び農業の効果を維持する方法を研究すること（第 187 号、1965 年 12 月 25 日）、農業経営の実態を把握するために農家簿記をつけること（第 114 号、1959 年 3 月 10 日）、財産を管理し、組合員を安心させるために農協の設備改善の一環として農協に耐火金庫をつけること（第 171 号、1964 年 6 月 25 日）は営農改善の手段として紹介された。

さらに、70 年代から新たな制度が生まれた。第 265 号（1972 年 5 月 25 日）と第 267 号（1972 年 7 月 25 日）においては、農業振興地域指定をうけ農業地域の保全を工夫する農業振興地域制度が紹介された。1970 年から農業振興を図る地域が指定され、農用地利用計画、農業生産基盤の整備開発計画、農地保有の合理化のための権利取得の円滑化計画、農業近代化施設の整備計画という総合的な計画が立てられた。

農協は農業振興では重要な役割を果たしていた。まず、第 97 号（1957 年 7 月 15 日）では、農協の利用配当制によって、利用者は格段の増加を見せ、正しい配当を受けることができたこと、第 98 号（1957 年 9 月 1 日）と第 155 号（1962 年 10 月 27 日）においては、農協で契約を行なった生命建物共済の還元資金も村で有効に利用され、農村資金の都市流失防止にも役立つと述べられている。それに、災害に対しても農協の存在は不可欠であり、第 106 号（1958 年 7 月 5 日）では、経済課は水害といった悪天候に技術対策と恒久対策について農協と打ち合わせたことが述べられ、第 143 号（1961 年 7 月 30 日）では、大災

害に直面した農協は水害対策本部に協力して救農対策に取り組み、水田の復旧、病虫害防除、復旧資金の融資などに取り組み、農家の負担を減少させた。また、農協は組合員としての農民にとって、自分の権利と生活を守る組織として捉えられ、農協という組織の中で組織人としての活用がなされ、自己中心的な考え方をある程度捨て一層農協を中心に結集し、技術の導入や農政活動を推進する必要があると指摘された（第 203 号、1967 年 4 月 20 日；第 238 号、1970 年 2 月 20 日）。加えて、農協の今後のあり方をめぐる討議もあり、農協を中心に農政活動を進めることと農協合併の重要性が強調された（第 216 号、1968 年 4 月 25 日；第 228 号、1969 年 4 月 25 日）。第 152 号（1962 年 7 月 18 日）によると、農協購買部店舗は改装され、ただの「組合員の組織」ではなく、生産技術の革新、販売技術の改革、文化センター的イメージに切り替える必要があった。

iii) 農業振興の施策

農業振興のために、兼業化、共同化と集団化、機械化、産地化、価格運動などの施策に取り組み、農業構造改善に伴う論争も行われた。

a) 専業農業から兼業農業へ（多角経営）

日本経営の拡大のために、農民は工場で働く機会を与えることが大事であった（第 135 号、1960 年 11 月 15 日）。下段の農家にとって、専業農業より兼業の方が将来性があり、文化生活には現金が必要であったため、農業以外の現金をもらえる仕事も必要であった（第 154 号、1962 年 9 月 15 日）。加えて、工場誘致が期待され、工場誘致の取り組みが遅れている原因を探る必要があったと指摘された（第 159 号、1963 年 3 月 30 日）。

第 142 号（1961 年 6 月 15 日）によれば、兼業農家は七割近くになっていた。しかし、専業農業から兼業への転換する必要があるかどうかをめぐる討議は少なくなかった。兼業農家の不安定は大きな原因であり、第 135 号（1960 年 11 月 15 日）においては、経済面では問題がなければ土地が保障でき、農業は理想な職業となったが、現実では実現できなかった。また、兼業農家にとっては、農繁期になると家の労働不足が大問題となり、それに、自民党は 10 年後には六割の農民を他に移すと主張していたため、不景気になったら、臨時職員は不安定な職業で生活が苦しくなっていた。加えて、政府は離農した農民の収入を増やせる予定があったが、貿易自由化によって、日本の農産物価格を保証することが実現できなかった（第 142 号、1961 年 6 月 15 日）。したがって、荷口の統一のため自分の品物を人より高く売ろうとすることは本当の協同作業ではなく、専業農業の近道ではなかった。離農より農業に専念し、兼業より経営者自体、特に若者の頭の構造を改善することは重要であったと指摘された（第 154 号、1962 年 9 月 15 日）。

b) 共同化と集団化

共同経営は農業経営の一つの方向として目指されていた。第 95 号（1957 年 5 月 1 日）と第 135 号（1960 年 11 月 15 日）では、労力の節約、生産費の低減、経営の合理化を図るために蚕作の安定が必要であり、集団化した稚蚕桑園に取り組んでいた。また、第 144 号（1961 年 9 月 18 日）では、農業構造の大転換期に大災害を受け、農家は農業で生活を維持できない状況になり、大きな協業体で助け合う必要があった。所得倍増問題や手間不

足や生産物価問題は農業振興につきましても無視できなく、集団化を図るべきであると指摘された。第 144 号（1961 年 9 月 18 日）では、農家婦人の解放に対応して、共同化に取り組んで、婦人の仕事が分担されることは期待できると主張された。第 170 号（1964 年 5 月 15 日）では、5 ヶ年の約条を結んで経営の安定を図るために、組合員は農産物の一種目を選択し、専門的機能を発揮できる仕組みが紹介された。飼料の供給や生産指導は農協に頼り、資金の全面的融資を受け、組合員は生産経営に専念できた。さらに、第 181 号（1965 年 6 月 22 日）において、集団化と選果場の統一による経費の節減によって市場販売の有利性とそれらに関連する農道の開設が農業従事者の要望となっていた。

しかし、共同化と個別化についての論争もあった。それは、資本主義社会の矛盾、つまり個人主義と社会全体との矛盾の中で生じた論争であった。小さな耕地での個人主義を守るべきか、社会全体的な利益を考えるべきかを検討する必要があった（第 178 号、1965 年 2 月 15 日）。

c) 機械化

第 132 号（1960 年 8 月 5 日）第 145 号（1961 年 11 月 20 日）と第 152 号（1962 年 7 月 18 日）において、機械化ブームに乗って耕耘機が購入され、機械の活用、運転技術者の養成を工夫する重要性が強調された。第 144 号（1961 年 9 月 18 日）では、農家婦人の解放に対応して、機械化に取り組んで婦人の仕事が分担されることが期待できると主張された。

しかし、機械化は維持費による機械化貧乏といった問題点を持つと考えられる。第 144 号（1961 年 9 月 18 日）と第 154 号（1962 年 9 月 15 日）によれば、経済無視で機械を導入することで赤字になった場合も生じたため、過剰投資にならないように工夫する必要があった。機械化などによって農家の運営資金が高額となり、一定量の出荷をしなければ資金の回転がつかないと指摘された（第 178 号、1965 年 2 月 15 日）。機械化など設備投資で経営資金が高くなり、保有米を削っても出荷量を保障しなければならなかったほか、暗米米価と政府買入価格との差があったことも赤字の原因となった（第 198 号、1966 年 12 月 25 日）。

d) 産地化

産地化を図るべきであると指摘された（第 144 号、1961 年 9 月 18 日）。第 154 号（1962 年 9 月 15 日）によれば、適地適産を基調とした作目の集団化に取り組み、地帯農業の確立がなされた。大規模優位性の経済原則によって、商品生産農業が資本主義社会の中で主産地形成を図り、消費性の高い同一品質の農産物を大量生産して市場の指導権を握ることができるようであれば、コスト競争や経済競争の中で勝つ可能性が向上できる。また、「百姓の首切り政策」と捉えられたが、主産地形成と農業所得の増大を図っていた地域が出てきた（第 181 号、1965 年 6 月 22 日）。

e) 価格安定対策と価格運動

天候などによる農産物価格の不安定は主産地形成に悪影響をもたらしたため、物価対策と不作のときの保障が期待され、合理的価格の維持に重点を置く必要があった（第 162 号、1963 年 6 月 29 日；第 212 号、1967 年 12 月 25 日；第 239 号、1970 年 3 月 25 日）。

生産者と消費者の立場が異なり、消費者にとっての合理的価格は、肥料代や手間代の値上げによる生産者の困難性との間に矛盾があった。そのため、政府は労働者の賃上げと生産者米価引上げによる諸物価の値上がりが生じないように生産者米価の抑制にかかっていた（第 193 号、1966 年 7 月 25 日）。それはいわゆる二重価格制度であった。食管法は、農民の生活権を守る法律であり、生産者には米の生産費と所得を保障し、消費者には家計の安定を図る価格という二重価格制度がなされ、社会保障制度となっていた。食管会計の赤字を埋めることは国の義務であり、物価の値上がりや農政不在となっている農畜産物に価格といった矛盾の中には米価運動は食管法を堅持する源となった。悪い立地条件の中にあって生産費の低減を図るために農業施策と国の援助が必要であり、経済発展不均衡の是正及び都市と農村の所得格差の是正に取り組むことができるように農畜産物の価格安定が重要な役割を果たしていた（第 205 号、1967 年 6 月 20 日；第 206 号、1967 年 7 月 25 日）。

② 商工業

旧上郷村では、人口増加に従う商工業の発展、特に小規模事業者の経営の合理化が注目されていた。1958 年に座談会が開催され、消費者と小売業者は衛生面、品物と目方、サービスと値段、売り出しなどの意見を出した。結果として、小売業者は衛生面で一層に改善することにした（第 103 号、1958 年 3 月 15 日）。1959 年に、小規模事業者の保護と育成を図り、国民経済の健全を工夫するために商工会法が成立した（第 120 号、1959 年 9 月 5 日）。基盤と環境の整備に取り組み、既存企業の育成強化と若手労働力の地域定着を工夫するべきであると主張された（第 221 号、1968 年 9 月 25 日）。

技術の向上と高効率の作業方式が求められていた。第 171 号（1964 年 6 月 25 日）と第 200 号（1967 年 2 月 20 日）においては、大量生産と流れ作業方式で経済効果を高めるというスピード化する商業が求められると指摘された。したがって、協同も必要となり、1965 年に 12 人にて協同組合として発足し（第 186 号、1965 年 11 月 15 日）、1969 年に上郷商工経営者協議会が発足し、協議会で産業開発等に関する意見交換が行われた（第 235 号、1969 年 11 月 25 日）。また、第 102 号（1958 年 2 月 10 日）によれば、商店の充実及び業者と消費者との結びつきを図り、業者の相互の連絡と消費者の便宜を図るサービスが進められていた。1970 年に商工会青年部は商店街視察で共同化や協業化といった小規模企業の体質改善を見学した（第 242 号、1970 年 7 月 25 日）。第 265 号（1972 年 5 月 25 日）では、商工振興のために技術の向上、生産や販売の共同化、金融対策に取り組み、商工業者間の連帯意識の向上を工夫する必要があると主張された。

融資制度の改善と活用も商工業の発展を促していた。第 186 号（1965 年 11 月 15 日）では、政府による長期間無利子融資の協業化を現代商法にマッチした前進を図る必要性が指摘され、第 251 号（1971 年 4 月 21 号）と第 228 号（1969 年 4 月 25 日）では、中小企業者に対する融資制度の拡大と活用、住民主体の補助金制度の実施が述べられた。また、1972 年に商工振興のために商工業者に貸し付けられる商工振興資金が改正された（第 271 号、1972 年 11 月 25 日）。

さらに、共稼ぎの家庭のための乳児保育所の設置と商店街の形成も求められていた（第 251 号、1971 年 4 月 21 号）。

以上で述べたとおり、旧上郷村の商工業は資本主義の発展にしたがって、高速的に成長してきた。生産技術を磨き、生産効率を高め、及び融資制度の活用によって商工業従事者の経営を直接にサポートしていたのみならず、村民の福祉の視点で、商工業従事者の生活面でも工夫されていた。

旧上郷村の産業は阿智村と同じように、曲がり角に立っており、農業構造改善が取り組まれた。多角経営、共同化、機械化などの施策は農業構造改善の共通点としてあげられるが、旧上郷村公民館報では機械化のデメリットが指摘されている。阿智村の価格運動は価格の安定を中心に行われたが、旧上郷村公民館報においては、価格運動の中における二重価格制度の合理性が強調された。村民は生産者と消費者との矛盾における政治の仕組みに関心を持っていたと見られる。加えて、阿智村の村民は農協の合併を巡って賛否意見があったが、旧上郷村では合併に対する反対の意見が見当たらなかった。さらに、阿智村においては工場誘致によって農業から工業へ移行する農民が多かったが、旧上郷村においては、工場誘致の取り組みがあまりなかった。

高度経済成長期においては、経済成長、貿易の自由化は産業に与える影響が大きかった。貿易の自由化によって、生産者の独立意識が向上するに伴って個人主義が重視され、産業を発展する際に、個人主義と社会全体意識との矛盾に対して、どのようにバランスをとるべきかが重要な課題となっていた。

さらに、農政に対する村民の無関心は改善される必要性があった。高度経済成長期における農村の封建性は戦後改革期から存続し、農村の封建性による村民の下向きな忍耐は高度経済成長を阻害するものであり、村民自らの団結が不可欠であったと記事から見られる。そのため、産業、特に農業から見た高度経済成長期における村民の学習はトップダウンからの転換が必要となり、それは高度経済成長期における社会教育の果たした役割として捉えられる。

(張 苑菁)

(3) 地域開発

地域開発の記事は、道路建設、有線放送、水道整備というように、農村部に近代的な生活環境が浸透した高度経済成長期という時代背景を反映したものと、村の財政を支える野底山に関連した記事のように、村の地域的特色を反映したものがある。また、高度経済成長期末期には都市計画法と農振法の制定に関連し、飯田都市計画区域に含まれながらも農業を村産業の主体とする上郷村の今後の地域開発のあり方を提起する記事もみられた。

① 一般道路の整備と中央道建設問題

i) 一般道路

道路建設に関する記事としては、村道を中心とした一般道路に関する記事と、諸論争を含めた中央道の記事がある。

一般道については第94号(1957年3月10日)「瀬音」の高松通り道路の改良工事に伴う用地補償への意見にはじまり、1962年ごろまでは道路の新設・改良工事に関する記事が主である。第152号(1962年7月18日)によれば、少なくとも上郷村は隣接市町村より

道路建設が遅れており、計画地に土地を有する人々等特定の一部の協力が得られないことが原因だと指摘している。

また、第 155 号（1962 年 10 月 27 日）からは舗装工事についての記事が中心となった。この時点で村内国道ならびに県道（上街道）の舗装工事は着工していた。村道の舗装工事は国道・県道に遅れて 1964 年に天王一号線から始まり、1968 年度には村道舗装工事に關する五か年計画の構想がまとまった。第 234 号（1969 年 10 月 25 日）によれば、1973 年度までに幅員 4m 以上の村道舗装を完了し、また翌年 1974 年度からは三か年で約 1500 万円の資金計画を立て、その後幅 3m までの道路舗装を行う見通しとしている。

本報告の対象期間である高度経済成長期は、家庭へ急速に自動車が普及した時期であり、一般道に関する記事において交通安全に係る問題が見てとれる。例えば、第 277 号（1973 年 5 月 25 日）には県内初の「県道歩道バイパス」の第一期工事が完了したという記事が掲載されているが、これは西保育園保護者会が通園の際の安全を訴えて 1969 年から陳情運動を行い実現した、歩行者専用の完全舗装道路である。また、第 279 号（1973 年 7 月 25 日）には上黒田地域の中心を縦断する重要路線である中央線について、渋滞解消と一般通行人の安全のためにも幅拡張の改良工事を要望する声が載せられている。

ii) 中央道

中央高速自動車道（以下、中央道）は当初旧上郷村を通過する予定はなかったが、伊那谷地域発展のために諏訪周りで建設されるよう誘致運動を行った経緯がある（第 194 号、1966 年 8 月 25 日；第 202 号、1967 年 3 月 20 日）。

第 189 号（1966 年 2 月 15 日）以降、道路建設にかんする記事の中心的話題となった。中央道建設の基本計画が 1965 年 11 月 1 日付で公表され、この計画で上郷町上黒田を中央道が通過する予定であると明らかになった。この公表から、通過予定とみなされる地域の住民を中心として、路線変更の陳情活動等が行われてきたが、上黒田地区の中心を通る方針は変わらないまま中央道建設の計画は進められていった。

第 203 号（1967 年 4 月 20 日）では、1967 年 3 月 28 日に発表された中央道の通過地点について、住民からの意見を含めトップ記事として扱っている。この発表では、上郷村の 13 の宅地並びに田畑が予定路線に含まれることが確定した。掲載されている住民の意見はいずれも此度の建設計画に苦言を呈しており、村民生活や農業に際する問題に触れながら、被買収者への十分な補償等を要望するものであった。

1967 年 5 月 31 日には中央道の中心杭打工事がはじまり、6 月末には完成したと思われる。その後も中央道対策委員会を中心に道路公団へ地元の不満を申し入れたものの譲歩されず、交渉の長期化で被買収者の補償が不利になるのではという意見から、地元として道路の中杭打工事を認め、1969 年 5 月 6 日に着工した。この杭打を認めることは、「一部水路の関係をのぞいては、事実上道路公団の計画を承認したことになるわけであ」った（第 229 号、1969 年 5 月 25 日）。

第 231 号（1969 年 7 月 31 日）では、同月 4 日に公民館で開かれた中央道問題座談会の模様を掲載している。この座談会では、中央道の開通によって名古屋等の都市部との時間距離が短縮されることで労働力が流出し、地場産業で労働力不足やそれに伴う競争の激化が起こるのではないかという産業面での懸念や、騒音や日照問題、自動車事故等の公害等

に関する不安の意見も出されていた。なお、同時点で明示されていた中央道計画の概要は、甲府～小牧間全長 233.7 km、将来的には 4 車線となる計画だが暫定 2 車線、設計速度は甲府～辰野 80 km/h、辰野～飯田 100 km/h、飯田～小牧 80km/h。インターチェンジは 12 か所、総建設費は 1238 億円というものである。

1969 年 9 月 30 日から 11 月 29 日にかけて被買収地の価格をつける基準とする「格差協議」が行われ、12 月初旬より公団との価格交渉に入った。1970 年 2 月 15 日の深夜に成立し、同月 20 日には土地買収の仮調印式が行われた（第 239 号、1969 年 5 月 25 日）。最終的な通過地帯は約 1.12 km あまりで被買収者は 50 名、移転家屋は 18 戸となった。用地問題はこれを以て解決した。1971 年 11 月には橋部下部工事に着工し（第 259 号、1971 年 11 月 25 日）、1973 年 10 月には全面着工の運びとなった（第 273 号、1973 年 1 月 25 日）。

一般道路の舗装工事が進められたことや中央道問題に、家庭へ自動車普及した高度経済成長期の地域開発の特徴があらわれている。中でも、県内初の「県道歩道バイパス」の実現は、自動車の交通量が増えた時代背景と、住民が行政に対し積極的に意見を表明していく上郷村の特質がもたらしたできごとであるといえよう。

② 生活の近代化をもたらした有線放送

有線放送電話は、1950 年代中頃から 70 年代中頃にかけて全国の農林漁村で普及していった。旧上郷村でも、第 98 号（1957 年 9 月 1 日）、第 103 号（1958 年 3 月 15 日）で早期実現を願う記事が掲載されている。同時期には既に公民館が中心となって有線放送導入に際する研究が進められており、まもなく村と農協が協力して有線施設開設を実現する運びとなった。

着工は 1958 年 6 月を予定していたが、技術面での問題や農作物への影響等があり同年 9 月 28 日となった。また、着工に先立って電柱の皮ハギのため 9 月 20 日より各戸 2 日ずつ勤労奉仕が割り当てられた。同年 12 月 25 日には有線放送が全村開通した（第 112 号、1973 年 1 月 25 日）。放送開始とともに全村戸数の 99%である 1436 戸が加入した。青年団、婦人会、4H クラブなどの団体は放送協会の自主番組の中に独自の時間を持ち放送を行っている。

有線放送開始当初に公民館報を通じ住民から提起された問題としては、2 つの記事を上げることができる。1 つ目は第 113 号（1959 年 2 月 10 日）の 1 回線平均何戸という割り振りは再検討の余地があるのではないかという提起である。有線電話の利用度が高い職業を持つ人が同一線内に何戸もいると、他の人がかけられないまま時間切れになることから、改善が望まれた。また、第 136 号（1960 年 12 月 15 日）では「新聞の窓」という情報番組の廃止をきっかけに、番組選定と権力関係に対する批判、交換手の勤務体制や農協関係の放送が重点的であることへの農協批判がされた。

1965 年代にはいると、有線放送公社化と施設の自動化という 2 つの話題があらわれる。

前者の公社化については、第 194 号（1966 年 8 月 25 日）で有線放送の電話業務公社化に関する国会決議が紹介されるとともに、「有線放送施設は国のものでも、又公社のものでもない私たち加入者自身が作り上げた加入者のものです」と主張し、全国で広まる運動と同様に有線危機打開全国運動を行っていくとしている。第 207 号（1967 年 8 月 25 日）にも公社化危機を食い止めることを目的とした「全国有線放送会議」へ出席した村民の報告

について掲載しているが、その後運動の展開に関する記述は見られなかった。

有線施設の自動化については、第 205 号（1967 年 6 月 20 日）において村の有線放送の業務運用許可を更新するために、村の有線施設の全面的改修が必要であり、交換の能率化やメーカーの現状を踏まえると自動化施設を設置しなければならない、という記事が掲載された。その後同年 11 月に自動化工事が着工し、翌 1968 年 1 月には有線放送局舎も着工した。同年 9 月には新設備が利用され始め、11 月には竣工式が行われた。第 215 号（1968 年 3 月 25 日）では自動化施設の完成後公社からの検査を受けたのちに公社電話との接続が可能になるとあるが、実際に公社接続がなされたか後の記事には明記されていない。なお、第 227 号（1969 年 3 月 25 日）では、旧上郷村の一部を含む飯田市周辺で工場や住宅地が急激に発展したため、電話施設の増築が必要になり 1969 年 2 月から 9 月にかけて工事を行うとの周知がされている。

第 228 号（1969 年 4 月 25 日）から第 282 号（1973 年 10 月 25 日）まで有線放送を主として扱った記事は見受けられなかった。有線放送施設自動化竣工までに十分に有線放送が浸透していたことから、その後記事として取り上げるような話題が無くなったのではないかと考えられる。

今回分析対象とした全号を通してみると、有線放送については放送導入や公社化、自動施設化といった動きがあったため記事数が多かったものの、その中で住民による大々的な議論や運動が起こることはなく、できごとの大きさに比して記事としての扱いは薄いものであった。

③ 近隣自治体との連携による上下水道整備

旧上郷村では、本報告分析対象時期である 1950 年代末から上下水道の整備が始まった。公民館報における上下水道関連の記事は、工事予定や進捗状況等の伝達を目的としたものであった。

i) 上水道

上水道の整備については、おおよそ次のような流れで進められた。まず、飲用水改善を主目的に 1955 年から翌年にかけて全村水道計画が樹立され、国から事業の認可を得て補助金・融資も認められたものの、複雑な水利権のために水源確保ができず実現しなかった。そこで村は飯田市と話し合い、飯田市上水道の水源・施設を利用し村の一部のみに給水することとした。しかし、高低差の関係から高陵中学校より高い地域へ給水することは無理であるうえ、水が少ないため需要を十分満たすことができなかった。それゆえ、再び村営水道計画が持ち上がり、1964 年から 1969 年 3 月末まで 4 年の歳月をかけて村営水道布設が行われ、村営水道での全村給水が実現された。そして、1970 年ごろから人口の増加に伴う給水需要量増加に備え、隣接三市町との広域水道実施へと動いていった。ここまでの流れの詳細は以下の通りである。

飯田市の設備を活用した全村上水道敷設計画の第一期工事は 1957 年 5 月 6 日に着工し、11 月にはおおむね完了した。第一期工事の対象地とされたのは別府地域で、飯田市街地の汚水流入と冬季の井戸の渇水問題から緊急性が高いため、最初に着手された。

その後第二期工事の記事はないまま、第 163 号（1963 年 7 月 31 日）において「最近の

飲用水の不足は深くなものだが、村では村営水道を布設するため、その調査、研究を進めている」と村営水道の話題が俄かに持ち上がった。この時点では、村営水道水源地として野底山姫宮地籍が有力とされていた。その後、明確な日付は記載されていないものの第172号（1964年7月30日）で全村水道の事業認可が下りたと述べられている。そして、上郷村は1964年度から1968年度（本文には昭和53年度とあるが誤字だと思われる）の5か年計画で、一万人の人口に給水することを目的に総工事費1億8500万円の工事を行った（第202号、1973年10月25日）。

村営水道工事は1966年7月10日に着工し（第193号、1966年7月25日）、翌年3月には一部竣工し給水を開始している（第202号、1973年10月25日）。第208号（1967年9月25日）によれば、給水開始前の1967年2月10日には野底川の水利権問題は解決し、着工時期は不明だがこの時点で野底山住山地籍に浄水場の建設が始められている。また同年8月には、これまで飯田市営水道を導入していた村の一部地域（別府、下黒田、飯沼）を1968年度より飯田市が給水区域から除外することに決まり、上郷村がこの地域の水道施設を900万円で譲り受けることとなった。水道工事は順調に進められ、5か年に及んだ全村上水道事業は1969年3月末に完了し、1969年12月5日には盛大な竣工式が行われた。

その後第240号（1970年5月）では、1970年度施政方針として3市町で行う松川ダム建設に伴い、将来の給水需要量増加に備えてダムから取水できる体制を整えるとある。松川ダムは治水、農業用水、上水道の多目的ダムとして建設されることとなり、正確な着工時期は不明だが1971年6月までに工事が始められている（第254号、1971年6月30日）。

ii) 下水道

下水道布設については、その始期が公民館報に記載されていない。第170号（1964年5月15日）によれば、1964年度施政方針発表時点で既に下水道が別府線まで配管されており、同年中には関係市町村と共同で汚水処理場を建設する予定であることがわかる。同年9月には別府支所から高松通りと農協経由で役場庁舎まで（第173号、1964年9月25日）、翌年1月には高松病院横から上郷駅までにかけての布設が完了した（第189号、1966年2月15日）。したがって、1966年1月までに村内主要地域の基本的な下水道整備は完了したと思われる。

第215号（1968年3月25日）で特集された村政に関する部落懇談会では、工場排水等で架線が非常に汚れてきている状況であり、村は下水道幹線布設を考えており、また現在の汚水処理場は容量が小さいために新設することを考えているとのことである。1970年度には松尾・明地籍の下水処理場敷地の取得がなされ、付近の共同管渠や一部下水道の埋設を行った。1971年には処理場建設に着工し同年度中におおむね工事は完了、翌年には機械設備の取り付けが行われた（第265号、1972年5月25日）。第254号には「処理場の使用開始については四十九年が予定されています」とあるが、その後いつ竣工し使用開始されたのか公民館報第300号（1975年5月25日）までには記載がなかった。

旧上郷村の上下水道整備は、飯田市上水道の一部利用や広域上水道、汚水処理場の共同建設等、近隣市町村と連携しながら進められたといえる。水利権や莫大な設備費用といった容易に解決しがたい課題がありながら、人びとの生活環境改善のため急速に進めなけれ

ばならず、この状況を乗り越えるために他市町村との連携は必須であったと考えられる。

④ 村財産の野底山を守り育てるために

野底山はその材木の収入によって村を支える重要な財源であり財産であった。第 97 号（1957 年 7 月 15 日）では「本村が名実共に健全財政の自治体として今日に至ったのも又、...（中略）...合併も勧告返上して独尊主義を守ったのは野底山があればこそである。」と述べられており、野底山が上郷村にとって非常に重要であることが読み取れる。この野底山については、前半では伐採事業、水害による被害状況、治山工事等を報じる記事が中心のであったが、後半では植樹祭の報告や全村民による一日山作業奉仕の報告、これらの活動態様に対する論争の記事が多く見られるようになった。

1957 年 6 月に村を襲った台風五号により野底山では水害が起こり、道路の破損や橋梁の流失をもたらした。この事態に対し第 97 号「論壇」では、「計画伐採とはいえ少し乱伐過ぎ」てめぼしい地籍が切りつくされていることが原因の一つではないかと指摘している。なお、1958 年夏季には、この水害の復旧ならびに山腹崩壊による災害予防のため、当時伐採事業を行っていた法橋本洞に大規模堰堤を建設する工事が始まった。

第 133 号（1960 年 9 月 15 日）では、再び台風により野底山に被害があり、土砂崩れで野底川上流林道が崩落したと報じられている。同号の「論壇」においては、伐採による収入面に比べて、経費の掛かる造林の面が軽視されがちな傾向がありはしないだろうか、という問題提起がなされ、「山に還元する予算が少ないように思われる」「財源を山に求めよという声がしきりに聞かれる。しかし野底山とて無尽蔵ではない。...（中略）...樹を伐ったならば植林し、育成する事業にもっと関心を持つべきではなかろうか」と批判する住民の声が掲載されている。

1964 年 6 月には野底山の経営の一切が村直営となり、それまで経営に携わっていた森林組合が解散して林産課が設けられた。上記のような住民からの批判の声への行政の対応はみられず、少なくともその後も村財源としての計画伐採は進められ、1968～1972 年の 5 か年（一経営計画の期間）には天然林の伐採がすべて完了した。

この 1968 年ごろから、天然林が失われた後に施業の対象とする人工林の育成活動が活発になる。同年の 4 月には村の新婚者と明治 100 年を祝した植樹祭が執り行われ、5 月にかけて山林関係者、新婚者、軍人恩給連盟、農協職員、中学校生徒、各種団体等による植樹が行われた（第 217 号、1968 年 5 月 25 日）。また 7 月から 9 月下旬にかけて、村民による一日下刈奉仕が行われた。同年の参加者は組合加入者 1912 人中 1783 人、非加入者約 250 人中 146 人と、総計 1929 人であった（第 222 号、1968 年 10 月 25 日）。この年から、下刈奉仕は少なくとも 1973 年まで（第 280 号、1973 年 8 月 25 日）、植樹祭は 1974 年まで行事化され行われていた（第 288 号、1974 年 5 月 25 日）。

下刈奉仕については、第 244 号（1970 年 9 月 15 日）に「考えてみよう＝下刈奉仕＝」と題し半ページ以上を費やした記事がある。ここでは下刈奉仕に対する住民からの意見が載せられており、ほとんどが現状の問題に対する批判・疑問である。たとえば、「強制に近い今のような動員方法では、女子供や老人の家庭では高日当を払って他人にお願いしている状態である。このことを町の理事者は知っているのだろうか。」「結局は地方財政の貧困のしわ寄せを一日奉仕という美名にすりかえているだけだ。」「一日の奉仕が二合びん一本

ではひどすぎる。相当の手当を出すべきだ」「経済的にまた健康上出勤が無理な場合は免除すべきである」「山作業で大きなケガ等をした場合、...中略...治療、補償を明確にすべきである」等の意見が寄せられている。この特集の後、各問題について対策がなされたのか公民館報からは読み取れなかったが、これ以降の下刈奉仕を扱った記事では住民からの苦情や問題提起が見られなかったことから、何らかの制度的な改善がなされたと考えられる。

野底山は村の一大財産であったこともあり、状況報告や保全へ向けた動向、奉仕活動にかかわる議論など様々な内容の記事が掲載された。この一連の記事から、森林伐採による水害増加や天然林の消滅という環境悪化問題、全村的行事衰退の要因となる生活様式の多様化など、高度経済成長期における変化の様々な側面が垣間見える。

⑤ 地域の発展と農業振興

この時期の旧上郷村の地域開発における主要な動きとして、最後に触れておきたいのは新都市計画法関連の話題である。1969年6月に施行された新都市計画法は、1919年制定の都市計画法から一新されたもので、人口と産業の都市集中に伴い起きている無秩序な市街化を改善するため地域の指定を行い、計画的な都市化を進めようとするものである。なお、第258号（1971年10月25日）によれば、旧上郷村は1935年に飯田都市計画区域に指定されている。

1970年には「農業振興地域の整備に関する法律」、いわゆる農振法をもとにした農業振興地域制度が施行された。これは都市化が農業振興の妨げとならないよう農業振興地域を指定するものであって、新都市計画法とは内容的に対を成しており、都市計画地域と農業振興地域は重複できなかつた。そこで、旧上郷村を含めた全国自治体は市街地区と農耕地の調整を行うはこびとなった。公民館報では第267号（1972年7月25日）において両法制度の紹介と関係性の解説がなされており、上郷町では農業振興協議会を中心に農用地区域とする地域や今後取り入れる事業についての原案を作成しているとも述べられている。

当時の旧上郷村は全体としては農耕地が多かったものの、飯田市と隣接する地域については都市化が進んでおり、市街地と農業振興地をどこで線引きし地域を発展させていくかが行政的論題となった。旧上郷村にとって高度経済成長期は、全国的な経済文化発展を迫る形で市街化が進んだ時期であったが、その末期には都市計画と農業振興の法制度が施行され、上郷町というまちのあり方を考えるきっかけとなった。

以上で見てきたように、高度経済成長期における旧上郷村の地域開発では、昨年分析した阿智村と同様に、有線放送導入による通信技術の発達や道路の改良、中央道開通といった交通網の整備が主要な話題であった。一方で、村有林に関する記事について阿智村公民館報ではそれほど多く扱われていなかったものの、野底山を重要な村財源としてとらえている旧上郷村の公民館報では継続的に扱われており、特集号も組まれるなど、村全体で村有林について考え、取り組もうとしていた状況が読み取れる。また、阿智村・旧上郷村いずれにおいてもこうした地域開発に関する記事を公民館報で扱っていることから、高度経済成長期の農村部における公民館報は、地域開発の現状を村民に伝え、必要に応じて問題提起まで行う役割を持っていたと考えられる。

(二村 玲衣)

(4) 環境

旧上郷村は、多くの水害に巻き込まれてきた。その中で最も大きな被害があったのが、1961（昭和 36）年 6 月の 36・6 豪雨である。一方で、36・6 豪雨の後旧上郷村は人口増加や工場の設立等により発展していった。しかし、この発展の裏で、公害という新たな問題が住民を苦しめることとなった。他にも、旧上郷村には爆発事故や干ばつ、農薬問題が起こっていた。

① 水害発生からの村の問題顕在化と復旧－36・6 豪雨に注目して－

旧上郷村では、阿智村と同様に水害が多く発生していた。水害のなかでも今回分析した期間の中で最も甚大な被害を出したのが、1961（昭和 36）年 6 月、梅雨前線の停滞と 6 号台風の影響による集中豪雨である。これは、村長により「250 年以来のこと」と表現される災害であった（第 143 号、1961 年 7 月 30 日）。本研究で分析対象期間の中で、この集中豪雨に関連した記事は 1973（昭和 48）年 8 月 25 日の第 280 号に物語「悲恋野底川（上の一）」が最後であった。これは後に連載がされる物語であることと考えられるため、後世に受け継がれる災害であることがわかる。集中豪雨以降、これに関連した記事数は 20 件近く掲載されており、住民にとって忘れることのできない災害である。

1961 年の集中豪雨に関する記事のたまかな時系列の流れは、被害の状況を伝える記事に始まり、その後は水害の対策や復旧状況が伝えられた。集中豪雨について初めて掲載した第 143 号（1961 年 7 月 30 日）では、被災状況を知らせる記事が多くを占めたのだが、その中でダム撤去運動に関する記事も掲載されている。また、集中豪雨の名称がつけられた。「昭和 36 年の大災害」「集中豪雨」「梅雨前線豪雨」と呼んでいる場合もあるが、「36 年災」や「36・6 豪雨」と名付けてもいる。名称からいつのどのような災害であるかが分かるようになっている。災害の名称を付けることで、後世に伝えようとしていることが読み取れるのではなかろうか。以下では、記事の内容から、被害状況や対策、復旧状況とそれに関連した住民の動きを述べていく。

第 143 号（1961 年 7 月 30 日）で 36・6 豪雨の被害が初めて伝えられることとなった。被害の状況は「水田地帯は、増水の盛りで、まったく湖面の状態であった」「野底山林道を、徹底的に壊滅状態にしてしまった」「下黒田井筋の水は溢れて国鉄線路へ落下、トンネル北口の路盤をついに崩壊、壊れ落ちた土砂はついに下方人家数戸に対し被害を与えた」「野底山、土曾川を中心に被害は全村に及び悲しむべき死者行方不明者まで出した」とある。村では災害発生と同時に「緊急災害対策本部」を設置した。対策本部では 7 月 7 日時点での被害状況がまとめられている。死者数 1 名、負傷者 5 名、行方不明者 2 名、流失家屋 29 世帯等被害が出ていた。家屋、道路、耕地、林産農産物等の総被害額は 10 億にもなっていた。災害特集が生まれ、被害の甚大さが住民に伝えられた。旧上郷村公民館では、青年会や婦人会等と共同で水害見舞金の募集を呼び掛けた。

対策本部から復旧本部への切り替えや募金活動から、災害復旧を早急に行おうとしていることが読み取れる。災害復旧の方針については、旧上郷村長佐々木久一によって述べられている。佐々木は 36・6 豪雨の被害を最小限にできたということを第一に主張している。その理由として、「各区長さんの協力を願い全村動員計画を樹てこんご発生する災害は原則

として区あるいは部落で防止する態勢」をとったことを挙げている。しかし、死者がでたこと、家を失った人がいることから、「被災の方々の救援につきましては住宅の復旧のために応急仮設住宅や更生住宅の建築、自家を建築される方に対する資金の融資のあっせん、…等いろいろとできる限りの配慮をいたし」としている。

佐々木は、災害の原因についても言及している。今回の災害の原因を老木木の切りすぎや切り足りなさを挙げる人々に関して言及した。切りすぎに関しては否定しつつも、切り足りないということには「相当に論拠のあるもの」としている。老木木を「残すことによって林地を弱め風水害のもととなる場合がありますのでこれは伐採して植林をしていくものであります。」と述べた。また、野底山と土曾川の復旧を県によって計画することも述べられていた。

その後も度々災害の復旧状況が報告された。野底山を初めとする災害復旧について災害から1年間、ほぼ毎号で伝えられた。第155号(1962年10月27日)では、天候に恵まれ好収穫であったことが知らされ、住民にとって嬉しい知らせであったことがわかる。第180号(1965年4月30日)では、「梅雨前線豪雨の被災と復旧を記念するもの」として災害記念碑が設置されている。第188号(1966年1月1日)には、昨年度の重大ニュースの一つとして、36・6豪雨の復旧が終わったことを伝えた。

その後、36・6豪雨に関して館報に掲載される頻度は極端に減少するものの、旧上郷村の20年の歩みを集めた記事に取り上げられた(第200号、1967年2月20日)。さらに、物語として36・6豪雨を伝えることも始まった。多くの住民がこの大震災を忘れず、後世に残そうとしていた。

36・6豪雨は、住民が村の現状と未来を考えるきっかけをつくったと言える。36・6豪雨により旧上郷村に災害救助法が適応されたこともその一つである。他にも泰阜ダムの撤去運動、村財政と村民経済の見直し、軍事費の使用用途に関する意見、農業構造の転換等様々な課題が改めて議論されるようになった。

ダム撤去運動は、水害が起こったのちに議論が再開された。例えば、第98号(1957年9月1日)では、同年6月27日に旧上郷村に被害をもたらした5号台風を契機に館報に議論が掲載された。それ以前にもたびたび撤去運動が起こっていたことも記されている。36・6豪雨の時も例外でなく、「天竜川の河原上昇によってあらゆるところの堤防が決壊をした。その原因はどこにあるかであるが、やはり、泰阜ダムにあると思われる。」とし、ダム撤去運動をより強固なものとしようと住民は発言している(第143号、1961年7月30日)。農業構造の転換に関しても、以前から農業の方針を転換しようとしていたことであるが、大震災を受け農業の将来について転換を余儀なくされていることが述べられた(第144号、1961年9月18日)。農業の近代化の初手として農機具センターを設立し、機械化共同事業を進めることを決定した。

多くの住民が36・6豪雨を教訓として再び同じような被害を起こさないために、そして36・6豪雨を過去のこととして忘れられないようにするために、館報で度々36・6豪雨を取り上げている。そして、36・6豪雨を機に村に存在する課題を再び議論することに結びついている。館報がそれらを伝えることにより、住民全体が旧上郷村の今後を考えることにつながっている。

36・6豪雨以外にも、旧上郷村には多くの水害が発生している。36・6豪雨に比べると

甚大な被害ではなかったようだが、どのような水害があったかまとめる。第 97 号（1957 年 7 月 15 日）には、同年 6 月 27 日に被害をもたらした台風 5 号について掲載された。この月は遠藤文具店から火災が発生したことともあり、「今までにかかってない位災害が発生した月だった」と表現している。台風 5 号により水害緊急対策本部が設置された。その後も一年以上台風 5 号に関連した復旧状況が伝えられた。その他にも主に台風の被害が複数回掲載されたが、どれも一つの号で完結するようなものであった（例えば、第 120 号（1959 年 9 月 5 日）；第 137 号（1961 年 1 月 1 日））。また、阿智村で多くの人被害に遭った台風 15 号（伊勢湾台風）は、旧上郷村では「全壊家屋二戸延坪は二十五坪二棟、半壊家屋六戸延坪一五〇坪、全半壊の損害は七五万円にのぼった。」とあるような被害であった。しかし、「水害は当然起こると予想されていたが幸にも大きな被害はなかった」とあるように、台風 15 号に関しては第 121 号（1959 年 10 月 17 日）以外では取り上げられていなかったことから、阿智村と比べると被害は随分と小さかった。

旧上郷村には、水害が度々発生していた。特に 36・6 豪雨は、多くの被害をもたらした。度重なる災害を忘れないために、旧上郷村では「災害は忘れたころにやってくる」ということわざを水害が起きる時期になると度々用いていて、住民に呼びかけをしている。（第 117 号（1959 年 6 月 15 日）；第 172 号（1964 年 7 月 30 日）；第 242 号（1970 年 7 月 25 日）；第 267 号（1972 年 7 月 25 日）等）。災害を風化させないという役割を館報が担っているのである。

② 村の発展と全住民による公害意識

天災である水害が旧上郷村の人々を苦しめる災害であったが、人災である公害が問題化した。館報は公害問題を取り上げるようになっていた。旧上郷村の公害は主に汚水の河川への垂れ流しによる問題と、自動車普及による騒音や排気ガスの問題があった。汚水に関しては、i) 工場事業所からの油類垂れ流し、ii) 家畜放牧による尿の垂れ流し、iii) 家庭からの生活排水の垂れ流しが河川の汚染の原因であった。

第 227 号（1969 年 3 月 25 日）で公害問題について大きく取り上げられた。第 227 号以前にも旧上郷村では環境衛生に配慮するため「環境衛生推進の村」を宣言していた。第 198 号（1966 年 12 月 25 日）では、河川の汚染や家畜の汚染処理等と並び工場誘致と公害についての問題点を話し合う機会を設けていた。第 204 号（1962 年 5 月 25 日）や第 205 号（1962 年 6 月 20 日）でも、環境衛生宣言村として、住民が健康で幸福な生活を送ることができるように「下水道の整備や、ごみ、危険物等の処理及衛生思想の普及向上」を計画し（第 204 号）、清掃活動にも力を入れてきていた。

旧上郷村では、36・6 豪雨以降経済が発展し、工場や人口が増加していた。その一方、公害に関しての対策が遅れていることが指摘され、それを話し合うために座談会が開かれたことが第 227 号に掲載された。旧上郷村では、工場や事務所による廃油を含む汚水に悩まされていた。廃油問題に関して座談会では、油分離槽を自動車工業などに造ってもらうことを提案している。座談会が開催された時点で、油分離槽を設置されているのは 1 社か 2 社のみであると述べられており、設置を促そうとしていることが読み取れる。また、現存する工場、事務所に対する問題も述べられている。これからできるものに対しては汚水の処理に対する条件を付ければいいことであるが、現存する工場、事務所にどう協力を要

請するかが問題となっていた。この話は「現状では汚水を流すには川よりしようがない。」
「これだけ多くの住宅が出来て来た現時点では、かえって川に汚水を流した方が衛生的である。」というように、川に汚水を流すほか、現状ではないという話題があった。さらに、家庭の汚水の話となり、これもまた川や畑に汚水を流しており、下水道の提案はあるものの金がかかるといって話は進まない。結局、家庭の汚水は家庭に任せ、各家庭に浄化装置を設置することを提案し話は終わった。現存する工場、事務所に対する問題は、明確な解決案が出るわけではなく、最終的に家庭の汚水の話に逸れていき終了している。座談会では、最終的に「村としての長期の計画と、公害に対する確固とした、対策委員会の設置が望まれるということに意見がまとまりました。」となっているが、現状で公害に対する進展があったとは言えない。

廃油等の汚水問題のみでなく、自動車の普及による騒音と排気ガスについても旧上郷村では問題となっている。第 231 号（1969 年 7 月 31 日）では中央道によってもたらされる公害について話し合われている。騒音や排気ガスによるものもちろんのこと、農地では道路による日陰問題も取り上げられた。「日本は今日、国民生産量はアメリカに次ぐ世界二位の国にのし上がった。」という発展とともに、公害に悩まされていた（第 243 号、1970 年 8 月 15 日）。自動車は生活の一部となり、無くてはならないものとなった。「車の排気ガスに苦しみながら、自分も車に乗って排気ガス公害に一役買っているのだから、まったく矛盾した話だ。」という言葉からは、当時の人たちが便利とその見返りによる環境汚染の狭間で苦しんでいる姿が表わされている（第 243 号）。

再び、汚水問題に話題を移す。公害問題は婦人総集会でも取り上げられるようになった。第 5 回婦人総集会では、家畜の衛生管理について触れ、さらに「河川の汚れをなくすように河へ油や汚物を流さないように指導を強めること。」とした（第 250 号、1971 年 3 月 20 日）。第 6 回婦人総集会では、「町を美しくすることはまず川を汚さないこと。」とし、ゴミの自己処理の徹底や新築の家庭には沈殿槽の設置等と呼び掛けた。婦人総集会では、各家庭でできる公害対策と呼び掛けているようだ。

選挙でも公害問題は重大な争点となっていたようだ。1971 年 4 月 25 日には町長・町議会議員の選挙が行われた。特に上郷町議会議員の候補者たちへの質問事項には、公害問題・下水問題に関しての質問事項が設けられている。そのことから公害問題は旧上郷村でも重要な問題の一つとなっていることが読み取れる。質問内容は「町民の健康をまもり生活環境をよくするため公害・下水道・道路・病院等について、どんなところに力を入れ実行していきますか。」であった（第 251 号、1971 年 4 月 21 日）。ここでも、自動車普及による公害に触れる議員候補がいたものの、多くの議員候補は汚水公害を取り上げ、それを解決するためには下水道の完備が必要であることを述べている。ほぼすべての議員候補は下水道の早急な完備を宣言している。「あなたの政治に対する基本姿勢はなんですか。」という質問に対しても、「環境の美しい町づくり」や「公害のない明るい豊かな町造り」を挙げる議員候補もあり、公害・環境問題が住民の関心ごとの一つであることがわかる（第 251 号）。

第 259 号（1971 年 11 月 25 日）からは、より一層公害被害が拡大していることがわかる。第 259 号では養鯉事業が甚大な被害を被っていることが述べられ、「ひん死の岐路に立つ」とも表現されている。この頃になると保健衛生課には毎日公害に関連した苦情が寄

せられていたという。その多くが河川の汚染問題であった。鯉の大量死は1971年では、5月末から9月初旬に二十数回起きていた。原因究明に力を入れるも、決め手となる原因を突き止めることはできなかった。毒物や油によるものと分析しているようであるが、確固たる対策が打たれていない。いすゞやトヨタ等自動車工場やスタンドから出る廃油による汚染がひどく、下流の養鯉農家にとっては死活問題となっているようである。岐阜県高山市がマスを川に放流し、観光客が集まっていることを挙げ、「ここまでくるには、長い年月と、下水道完備などに用した多くのお金と、同時に人間のモラルを確立する為の忍耐が、強く要求された事と思う。」と河川の環境改善を呼び掛けている。

その後も、工場事務所や住宅の増加により公害の被害は拡大した。自動車工場が13か所存在する地区があり、その工場から出る薬液や油が河川を汚染し続けていた。人口増加と共に住宅も増加し、下水道の整備ができていないところにも住宅が次々とできていった。下水道の完備を呼び掛けたり（第265号、1972年5月25日）、公害の未然防止のための公害パトロールを実施したりしているが（第276号、1973年4月25日）、公害の根絶には長い道のりがあるようである。

多くの住民は、公害問題に関心を持ち解決したいという願いはあるものの、便利になる生活との狭間でもがく姿が想像に容易い。村の発展により生み出された公害をなくすには一筋縄では行かないと多くの住民が考えるように、高度経済成長の始まりとともに公害は生まれ、経済の成長とともに被害は拡大していく様子が館報から読み取れる。

③ 住民の生活と環境—内山花火工場爆発、干ばつ、農薬問題に関して—

水害と公害以外にも旧上郷村では、住民に被害をもたらす出来事が度々起こっている。水害や公害と違い複数号で同じ問題が掲載されるという出来事は少ないが、旧上郷村の人々には多くの影響を与えた事である。例えば、第117号（1959年6月15日）に内山花火工場が爆発したことが掲載された。死者7名を出す大惨事となった。第118号（1959年7月5日）では、「損害額は本村だけでも三千万円を超えるという村史はじまって以来の大事件であった。」と述べられている。この爆発では、その日の夜に緊急村会が開かれ、災害対策本部が設けられている。素早く対策本部を設置し、被災者の救援に力を入れていたことを評価する声がある一方、将来起こりえる大惨事の未然防止を訴えている（第117号）。

農業に関係した問題も起きている。農業は旧上郷村にとって重要な産業である。旧上郷村では干ばつによる農作物の不作と、農薬の取り扱いに関する問題が取り上げられた。まず、干ばつについては「十八年ぶりの日照り」と言われるような、深刻な事態となっていた（第106号、1958年7月5日）。今年に入り6月までの平均雨量が全国的に少なく、水田地帯は水不足になった。例年ならば梅雨の時期ということもあり、雨が降り続くときであるので、被害がどれ程になるかが心配された。しかし、後に梅雨前線と十一号台風により危機を脱し、米が4年連続の豊作が予想されることとなった（第107号、1958年8月5日）。この出来事で興味深いのが、第106号に掲載された次の記述である。多くの地方では水不足による争いがあったが、旧上郷村では「野底山の宝庫を持ち、これより流れ出る水をスムーズに村内に給水する為、みにくい、いがみ合いのないと云う事」とあり、さらにはいがみ合いがないことは村民の良識があってこそで、それを育みたいとしている。野

底山からもたらされる自然の恵みと人々の温かさを伝えてくれる記事内容であった。

次に農薬の取り扱いに関する問題である。第171号（1964年6月25日）には、農薬が自殺に使われるようになっていたことが掲載されている。当時農薬事故は減少しているものの、自殺は増加傾向にあった。自殺者は農薬の残剤を不法に手に入れていたことより、取り扱いを十分注意することを呼び掛けた。第187号（1965年12月25日）には、農薬による人や家畜への被害が発生していることと（幼児の死亡事故が起きた）、それを防ぐために農薬の空びんを回収することを決定している。次年度からも空びんを個人で処理できないのであれば、回収される日まで保管するようにとの決定が下っている。第188号（1966年1月1日）では、昨年度の重大ニュースの一つとして農薬事故が取り上げられた。その後も農薬に関する被害は掲載された。第219号（1968年7月25日）では、害虫駆除のためヘリコプターによる空中防除が実施されたことが伝えられた。しかし、空中防除の周知が不十分であり、食卓にまで薬剤が入り込んできたということがあった（第221号、1968年9月25日）。今後は、空中防除の告知を十分にすることとしている。

旧上郷村では、住民に被害をもたらすことが度々起こってきた。その中で、館報を媒体として住民が情報を共有することができている。爆発事故での対策本部をはじめ、村政の素早い対応を知ることで、住民に安心感を与えることにもなっていたと考えられる。また、空中防除の周知に関することのように、住民の直接の意見を載せることで、館報と住民が相互で村の今や将来を考えることができていた。

以上環境に関する記事を見てきた。全体を通して、高度経済成長期の旧上郷村の館報を分析して見られた特徴は、課題に対しての取り組みの速さ、行動力である。水害に苦しめられていた旧上郷村であったが、産業、特に自動車産業の発達と共に新たな課題である公害が生まれた。その中で、新たな課題を乗り越えようとする村民の行動力は館報から読み取れる。公害が認知される以前には、水害とそれに関連した被害が最も大きな関心事であった。それに伴い、水害が発生した時の村の対応の速さは、対策本部が災害発生日に設置されることから読み取れる。水害以外でも、内山花火工場が爆発した折には、爆発発生日の夜には対策本部が置かれている。

その後、水害と入れ替わるように公害が村民の関心事となった。公害について掲載されるようになると、水害についての記事は激減していることから、人々の興味が公害に映ったことが分かる。公害に関しても、公害という言葉が使われる前から村の環境衛生に配慮するため「環境衛生推進の村」を宣言するという取り組みを行っている。公害を認知してからも話し合いを設け、積極的に問題を解消しようと取り組んできた。一方で、課題解決のための具体的な策を提示することにはつながっていないことは指摘しないといけない。村の予算の問題や、日々便利になる生活から公害の根本にある問題に目を背ける場面もあった。例えば、村の経済を支える自動車工場に対して強く公害対策についての要望を言っていないのではないかと読み取れる内容が掲載されている。工場からの汚水対策として、油分離槽を自動車工業に取り付けるように提案することで話し合いがまとまっている記事が掲載されるが、その後の動向は述べられていない。また、そもそも公害に悩まされているにも関わらず、その時点で油分離槽が1社、2社にしか設置されていないという事から、工場と村の関係の難しさを読み取れる。

阿智村と比較した場合も、公害問題の解決の難しさが分かる。阿智村の場合も、生活様式の変容から生まれた公害への対策の甘さがあった。阿智村も水害に長年苦しめられてきていた一方で、その対策・復旧は素早く、対策本部も早急に設置してきた。しかしながら、公害に対しては具体的な策を生み出すことが課題となっており、実際に扱った館報内の機関では公害解決には向かっていない。日々の村の発展の過程で、具体的な対策なしに、公害が悪化している様子は阿智村も旧上郷村も変わりがない。しかし、救いもあり両村共に住民の公害への関心度は高いことが伺える。「どうにかしたい」という気持ちが、館報への住民の意見欄から読み取れることも阿智村と旧上郷村に共通する点である。

村民の関心・問題意識を高めてきた館報は、高度経済成長期という、人々の生活が一変し、新たな問題を生み出した時代にも重要な役割を担ってきたのである。

(内藤 綾香)

(5) 生活

生活の記事は、新生活運動、高齢者福祉、医療施設の充実、防災防犯を取り上げて検討を進めていく。村は自然災害から少年非行まで様々な問題への対応に高度な自治力と結束力を示しており、官民一体で対策を講じ、日常生活をより豊かに、より幸せにするような前向きな姿勢が見られる。

① 新生活運動と住民生活習慣改善との関わり

高度経済成長期という村民の生活に著しい変化をもたらす期間のなかで、1950年代後半から1960年代にかけて、旧上郷村の新生活運動に関する記事が取り上げられている。

そのうち、村の掃除に関しては、1957年の5月、1958年の5月と1959年の5月に春の大掃除と清潔検査が全村で行われたことが報じられている。各家庭のハエの発生しやすい場所を改善することに重点を置いて検査が行われており、公衆衛生管理として村の川浚えも実施された。そして、増産と能率を上げるため、1957年の4月初旬に春の道作りを実施したことが報じられている(第95号、1957年5月1日;第104号、1958年5月15日;第116号、1959年5月25日)。村内のモデル地区の飯沼丹保と別府川底地区で、村青年会が熱心に蚊と蠅の駆除に協力し、村費で薬剤を購入し散布していた。村民に大いに好評されたことが報じられている(第118号、1959年7月5日)。

また、新生活運動の一環として公民館、婦人会、青年会の三団体の発起により、村内のあらゆる団体や機関の長が集まった協議の結果、「新生活は時間励行より」と「旧上郷村時間励行推進委員会」が結成され、時間励行運動を続けていくことになったと報じられている。「時間を守れ、新生活の第一歩は先ず時間励行から」との世論に応え、村内各種の団体は総意を結集しており、時間励行を推進するため、「会合の通知は少なくとも2日前に届くようにする」、「大きな会合が重ならないようにする」、「集合時間は無理しないようにする」等の時間励行実行要項が出された(第108号、1958年9月5日)。また、「役場の黒板も、農協の予定表も各部落集会所の借用簿も毎日会合で埋まっている。有線放送は毎日のお知らせで2つ3つと会合がありますから時間正確に……」と呼びかけている(第124号、1960年1月1日)。時間と仕事の組み合わせの合理化を実践することによって新生活運動が村民のなかで盛り上がっていたといえよう。

婚儀改善や虚礼廃止に関しては、公民館の分館主事会で婚儀改善推進要綱を立案した。要綱では、従来一般に行われてきた「家と家の結婚」、「家が披露する」という考え方に對して、逆に「みんなで二人の結婚を祝福する」という考え方でいるべきだと指摘した（第167号、1964年1月1日）。婚儀改善が叫ばれて何年後かに、「村に公民館ができたら」と村民多数が常に要望していた公民館も遂に1964年11月1日に落成の式を営み、待望の結婚式場その他各室が完成した（第176号、1964年12月28日）。そして、1964年度利用件数22組、1965年26組、1966年32組と年々利用件数が増加してきていた。婚儀改善要綱に基づいて挙式すれば、推進委員、友人、家族らで構成される実行委員会がすべてを運営し、費用も格安である。簡素化のなかにも二人のこれからの生活にうるおいを持たせるため、公民館での結婚式をより良いものとするための研究の動向が読み取れる（第209号、1967年10月23日）。1970年、上郷町が町ぐるみで新生活運動に取り組み、香典、新盆見舞、病氣見舞に対するお返しを廃止しようと申し合わせた。これ以来一年間町内で行われた葬式はすべて申し合わせ通り完全に香典返し等は廃止されていた。また、1970年公民館社会部が全村200名に向けて実施した新生活運動アンケートの結果、床上げ、香典返しを廃止するという申し合わせについて、多数の人が徹底しろ、大変よい運動を広めろという意見を示した（第239号、1970年3月25日）。

（高 一格）

② 高齢化と共に盛んになった高齢者の福祉活動

まず、敬老に関連するイベントが行われてきた。75才以上の高齢者や、米寿・喜寿の高齢者に表彰会を開いた。第95号（1957年5月1日）の「高令者（ママ）表彰会」、第104号（1958年5月15日）の「高齢者表彰会」、第128号（1960年5月10日）の「敬老会開く」、第170号（1964年5月15日）の「高齢者表彰」、第265号（1972年5月25日）の「米寿・喜寿を祝って高令者（ママ）の表彰行わる」はその証である。この表彰会と重なり、敬老会も定期的に行われることがわかる。第115号（1959年4月20日）の「敬老会下黒田南分館」、第181号（1965年6月22日）の「田中さん草履寄贈 敬老会で高齢者に」、第245号（1970年10月15日）の「喜ばれた敬老の日 下黒田南分館」では60歳以上の年輩者を招いたこと、第247号（1970年12月15日）の「よろこばれた敬老会 下黒田南分館」、第258号（1971年10月25日）の「第10回敬老会行わる 上黒田分館」が記載されている。さらに、敬老会は保育園、青年会、若妻会、婦人会などと協力して活動を行うことも記載されている（第186号、1965年11月15日）。1973年、年々老人の福祉は向上してきているが、まだまだ谷間が大きいように感じられると掲載され、上黒田では、公民館、婦人会、若妻会が中心となって敬老会が行われたという記事があった（第281号、1973年9月25日）。

1964年に「高齢者福祉法」が公布される前から、すでに高齢化問題への注目が高まってきた。「国ばかりにたよってもだめ」、「要は老人という概念を変えなければならないかと」、「老人だからあれもできないこれもできないでなくて、老人にふさわしい仕事又は精神的な面でも新しい何物かを見出して、年寄りとして生きがいのある余生を送りたいと念願するものであります」というような意見があった（第151号、1962年6月24日）。

「高齢者福祉法」が公布されてから、高齢者福祉サービスに関連する記事が多く見られる。まず、年金制度の充実が窺える。1967年、村議会は敬老年金を今年度から実施するこ

とにきめた（第202号、1967年3月20日）。その後すぐに、「敬老年金支給条例」が決められた（第203号、1967年4月20日）。条例に基づき、村独自の敬老年金制度が実施されるようになった。具体的には、75歳以上で村に一年以上住んでいる老人に一人2000円の敬老年金を支給することに決めた（第208号、1967年9月25日）。そして、第二回、第三回、第四回（金額が4000円になった）の敬老年金支給も報道されている（第222号の「第二回敬老年金支給 よろこぶお年寄」1968年10月25日；第233号の「お年寄りに安らぎを 敬老の日 七十五才以上の方に敬老年金を送りました」1969年9月25日；第245号の「15日敬老の日に 75歳以上の老人に年金」1970年10月15日）。さらに、全国の農家から熱望されていました「農業者年金基本法」が、国会で成立し農業者年金ができました（第250号、1971年3月20日）。年金以外に、「39年に老人福祉法が出来て以来毎年行なっているものであるが、最初は予算の関係で八十名位を対象に検診をしたが、今年は二百名位の人が受診した」、「費用については、国、県、村でそれぞれ三分の二を負擔して行なった」と報じられている（第222号、1968年10月25日）。その後、75歳以上の老人に医療費補助制度も実施されるようになった（第252号、1971年4月30日）。このような高齢者医療費に対し、「社会責任を果し終えた老人の医療費を、国が全責任で負擔すると決意すれば、私共の苦しい税金も又気持ち良く負擔してゆけると言うものである」という高齢者の医療費に関し、国を強く訴えた（第270号、1972年10月25日）。

そして、老人家庭奉仕員（ホームヘルパー）の制度が整えられてきている。最初はねたきりの高齢者に注目され、1970年にねたきり老人に家庭奉仕員制度を実施するようになり、65歳以上のねたきり老人に見舞い金を支払うことにもなった（第240号、1970年5月15日）。続いて、「老人福祉を図るため特にねたきり老人についての、家庭奉仕事業を国県からの一部補助を得て実施致しております」（第243号、1970年8月15日）と報じられ、同号に、老人家庭奉仕員のコメントも以下のように載せている。「70年代における最大の社会的関心事は、老人問題だと言われる」、「私のする仕事が、ご病人の方々にいくらかなりとお慰めとなりました」（第243号、1970年8月15日）という。一方、高齢者もホームヘルパーの良さを実感している。「ねたきりの高齢者は奉仕員が来てくれる日を首ながくしている」と報じられ、また、ホームヘルパーが老人と歌を歌い、老人の気持ちを明るくしたという事例もあげられている。同記事に、町へ老人ホーム建設を強く望む老人もいたと書かれている（第254号、1971年6月30日）。家庭奉仕員制度が進んでいるうち、村民の要望について、「まず、ホームヘルパーの増員を、又、ヘルパーの身分保障、最後に、青年の家より老人施設を」というように載せられている（第256号、1971年8月25日）。高齢者施設の不十分という課題は第262号においても強調されている。「農村の老齡化は年毎に高まり核家族も移行の速度を早めています」、「老人への対策は最近その必要が叫ばれてはいるものの、まだ要求にこたえられる（ママ）ような施設は不十分です」（第262号、1972年2月25日）という。

福祉サービスだけではなく、高齢者の精神的豊かさを満たすための老人クラブも盛んになってきている。老人クラブの活動紹介、当村局においては老人福祉の増進、クラブへの援助が多いこと、及び老人クラブ今後の発展を期待しているというような内容が掲載されている（第217号、1968年5月25日）。その後、老人クラブの年度事業計画としての一泊旅行が報じられている（第222号の「老人クラブ 霧の草原に行く」1968年10月25日；第233

号の「老人クラブ一日旅行」、1969年9月25日）。第233号（1969年9月25日）では、老人クラブの活動の中で、自分で歌を作ったりするような自主活動も見られた。そこで、老人クラブの関係者は老人のさびしさは深刻になるということを指摘し、老人にとっての幸せについて自分の意見を述べた。「老人福祉法が制定されてから国県市町村でも最近老人福祉について特に力を入れてくださるようになって」、「しかし、こうしたことだけで老人が真の幸福をつかむことができるのでありましょうか。私はそれに合わせて老人ひとりひとりが心の充実をはからなければ真の幸福は得られないと思います」（第249号、1971年2月20日）。さらに、第273号（1973年1月25日）によれば、孤独という言葉は「戦後の老人にとっては」、「適切な身にしみる言葉となって参りました」という。この時代に「老人として生きている人にとっては順応しにくいことが日常生活の中で余りにも多すぎる」と述べられている。また、「我国の老人は必ずしも物質的には十分でないのではないか」、老人福祉の充実への努力があるが、「やはり老人クラブは種々の社会問題を背景とする孤独から解放を願う老人の集りでありますので、進んで一人でも多く仲間入りをしてくださることを御期待いたします」と期待されている。これに対し、「老人クラブ入りには多少の抵抗感がある」、「それは肉体は老いつつあるが精神は未だ衰えないと云う惜みに似た自負があるためだろうか」、「頭脳の老化防止の一方法は精神をいつも若々しく保ち」という考え方が載せられている（第263号、1972年3月25日）。老人の孤独感に関し、同号において、「都会のように核家族でなくて、一つの家に年よりから子供まで一緒に住んでいる以上、家族から当てにされているということは、年よりにとって毎日の生活に張りのあることだと思うのです」、「自分は役に立っているとひそかに思ってみることで生きがいを見出します」というような意見も載せられている（第273号、1973年1月25日）。

（王 倩然）

③ 医療施設の充実と村民健康への関心

まず、「高松病院」は一つ大きなキーワードとして取り上げられる。第100号（1957年12月8日）では、高松病院は村の国民健康保険医療センターとして、医療設備の充実へ器械器具を整えたと報じられている。また、第124号（1960年1月1日）において、女性の出産問題をめぐって、高松病院で産科が開設されるようになったと載せられている。その後の第137号（1961年1月1日）では、高松病院産科の近況が報じられ、利用度の成果が示されている。さらに、高松病院の規模を拡大し、完全看護を目指すために、建設工事に着手し始めた（第195号、1966年9月20日）。この件は村のニュースとして追跡報道がされている（第199号、1967年1月1日）。最終的には、第233号（1969年9月25日）で報道されたように、増築が落成したという。建設工事の後に、15周年を祝うことを兼ねて、新病棟が竣工した（第210号、1967年11月23日）。施設の充実に止まらず、診断が高度化され、名実共に医療技術も充実されてきていると報道されている（第159号、1963年3月30日）。第219号（1968年7月25日）では、病院に五十嵐医師着任という報道があったように、医者への引用にも力を入れている。最後に、第278号（1973年6月25日）で、町立高松病院が救急病院に指定されると報じられ、高松病院が地域医療において重要な位置を有していることが確認された。

次に、福祉制度の整備が見られる。第96号（1957年6月1日）では、遺族年金、扶助料に

関し、「戦傷病者戦歿者遺族等援護法」及び「恩給法」で定められた金額、制度が明記されている。また、国保二十周年の際に、第109号（1958年10月13日）で特集を設け報道されている。まず、国民健康保険法施行二十周年記念式が行われ、国保事業20年のあゆみについて振り返っていた。その中で、家族計画に対し、「母体を害する外、非人間的な行為である」と批判されている。一方、保健文化活動が積極的に進められている。国保以外に、第265号（1973年6月25日）において、町民福祉をテーマに、健康保険、授産事業についての会計が報じられている。そこで、福祉制度の成果はあがってきたが、国保の財政圧迫の一つともなっていると指摘されている。授産事業に関し、施設を新築環境のよい中で三歳児以下医療費の自己負担分を全額公費、さらに授産事業の進展をはかっていくつもりであると述べられている。つづく乳幼児、児童及び重度心身障害者に関する医療費無償化が扱われている。第270号（1972年10月25日）では、乳幼児の健全育成を計るために、医療費無償化運動が進んでいることが報じられている。関連し、第274号（1973年2月25日）では、児童及び重度心身障害者を対象とする医療費支給制度が実施されることが報道されている。この記事では、制度の適用対象、医療費の額などについて具体的に記載されている。

また、村民への様々な健康診断が行われてきた。消化器検診（第119号、1959年8月5日；第184号、1965年9月5日；第231号、1969年7月31日）、子宮ガン検診（第162号、1963年6月29日；第185号、1965年10月10日）、血液型検査（第168号、1964年2月25日）、腹部集団検診（第194号、1966年8月25日）、甲状腺の集団研修（第205号、1967年6月20日；第207号、1967年8月25日；第221号、1968年9月25日）、胃集団検診（第207号、1967年8月25日；第221号、1968年9月25日）、糖尿病集団検診（第212号、1967年12月25日）、肺機能の検診（第212号、1967年12月25日）、老人健康診断（第222号、1968年10月25日）、脳卒中を中心に三年計画の総合検診（第261号、1972年1月10日）に関する記事が報じられている。

最後に、通常生活で実行できる健康・衛生への注意事項と意見がシリーズで載せられている。「健康法ダイジェスト」のコラム（第161号、1963年5月31日から第167号、1964年1月1日）では、お年寄りの栄養、日焼けの注意、食欲不振の原因、凍傷の手当てなど季節に渡って幅広く健康に関する注意事項が書かれている。第191号（1959年8月5日）では、健康相談日のお知らせや血圧検診の結果などが載せられている。第250号（1971年3月20日）、第252号（1971年4月30日）、第253号（1971年5月28日）、第255号（1971年7月25日）、第257号（1971年9月25日）、第259号（1971年11月25日）では、「暮しと健康」のコラムが設けられ、脳卒中の予防について連載されている。さらに、第264号（1972年4月25日）、第267号（1972年7月25日）、第268号（1972年8月25日）では、「こんにちは保健婦です」というコラムが開かれ、神経痛の治療や、予防治療後の入浴をさけるというような健康アドバイスが載せられている。第274号（1973年2月25日）では、健康を保つために、体を動かす大事さ及び健康な心を保つことが強調されている。

（王 倩然）

④ 生活安全の向上と青少年健全育成の推進

1955年の信大病院の火災発生、1957年6月の村内高松通り遠藤文具屋の全焼事件、1959年9月の台風15号大荒れ、1960年の10億余万の被害と人命を奪った三六災害復旧の完

成等の災害への応急処置や災害復興に、村内各地の各団体が高い機動力と結束力を示している。それは村内消防団の機構改革や定期的に行われた模擬火災訓練と深く結び付けていることが読み取れる。1959年4月5日、旧上郷村消防団は全団員の一糸乱れぬ予防消防に対する認識の高さが認められ、全国の優良消防団として日本消防協会長より表彰されたことが報じられている。(第97号、1957年7月15日；第99号、1957年11月1日；第121号、1959年10月17日；第188号、1966年1月1日)

公民館と村内消防団や警察庁との連携で、館報に「駐在だより」コーナーが設けられ、交通事故や犯罪防止に対する注意喚起等に関する記事が掲載されている。春秋の交通安全運動と不良化防止運動等の全国一斉に行われた市民運動から村民田植時の防犯要領の宣伝、村防犯連絡所や「案内簿」利用の呼びかけまでいずれも高度経済成長期の人々の社会生活の質の向上に良い影響をもたらした。特に、少年保護育成活動をはじめ青少年の健全育成の推進に全村が努めていることが見られる。少年の非行化防止について各種団体が一体となり、地域ぐるみの体制をもって有害環境の排除や非行少年の早期発見について積極的に協力しており、その成果は着々あがりつつあることが読み取れる(第189号、1966年2月15日)。下黒田南保健福祉協議会の社会福祉部は年々増加してきている青少年の非行問題について深く感心を持たれ飯田警察署の防犯係長を招いて懇談会を開催した(第172号、1964年7月30日)。また、冬休みに入る前、学校、PTAで冬休み中の生活指導を申し合わせ、家庭教育の重要性について話し合いの呼びかけも何カ号に見られる。

(高 一格)

以上、生活に関連する記事をまとめた。これを踏まえ、阿智村館報の内容と比べながら、「かみさと」の記事から読み取れる旧上郷村の特徴について述べていく。

まず、阿智村における村内の具体的な健康問題と関連づけて展開された新生活運動と異なり、旧上郷村の新生活運動は、村民一人一人が反省し、その上協力しあいながら生活習慣を改善していた点が特徴であった。戦後新教育を受けた青年男女が時間守りや婚儀改善等の生活習慣の転換を貫き、村をより豊かに、より幸せにするような前向きの姿勢を持ち、革新の舵取りになることが期待されている。

次に、老人に対する態度は時代とともに変わってきていることが窺える。高齢者福祉法が公布されるまでには、村民が高齢者に対し、尊敬の意だけを持っていた。しかし、その後、高齢化が進み、核家庭も続々と現れてきている中、「高齢者福祉法」が実施されるようになった。それとともに、村民が高齢者に対する認識は変わりつつあることだといえよう。最初はただ行政で決められた福祉サービスを提供していたが、その後、高齢者の精神的ニーズや、高齢者にとっての幸せは何かなどのことについて高齢者を含めた村民たちは自ら考えるようになってきた。村民たちは高齢者に尊敬の意を持ちながら、高齢者が望んでいることに重要視してきている。

これに対し、阿智村館報において、高齢者関連の記事は高齢者クラブ、高齢者学級の活動に言及されていたが、「かみさと」のように村民が高齢者に対する考え方や態度の変化まで議論が行われていなかった。また、阿智村館報では、高齢者の視点から、高齢者にとっての幸せは何かということに関する考えも深められていなかった。

関連して、「かみさと」から、福祉制度が整えられ、高齢者・障害者・児童のような社会

弱体への注目及び関心が高まっていることが読み取れる。さらに、日々の生活に村民全体の健康福祉向上に及ぼした検診活動や健康アドバイスの記事も多く挙げられた。高度経済成長期において、「高齢者福祉法」をはじめ、多くの福祉制度を充実するような法律が作られてきている。経済の成長は村民たちの心身健康への関心を向上することに促したと推測できるだろう。

また、阿智村館報において、地域に根ざした診療所や保育所といった地域の保健・福祉施設の整備及び運営が多く取り上げられているのに対し、「かみさと」では、高松病院を中心に医療施設の整備が描かれていることが特徴である。二つの村は異なる側面に力を入れて医療設備を充実させたことが窺える。

最後に、複雑化してゆく高度経済成長期の世相のなかで、地域の災害復旧と犯罪防止の能力はまさに住民自治度の体現だといえよう。そして、少年非行が低年齢化する傾向のなかで、旧上郷村の地域ぐるみで青少年を正しく導く対策は住民自治や自主学習の面で大きな役割を果たしていることに注目すべきである。

(高 一格・王 倩然)

(6) 文化

本節では、「かみさと」における文化に関する記事として、地域団体（婦人会、青年会、老人会等）と地域行事（読書会、運動会、祭礼行事等）を取り上げて検討を進めていく。なお、第 112 号（1959 年 1 月 1 日）「有線放送ついに開始」では、村の有線放送の実施には住民の自主番組の作成なども構想されていることが伝えられており、「文化的な恩恵は、びっくりするほど巾広いものである」と表現していたり、第 113 号（1959 年 2 月 10 日）には有線放送を「文化施設」として位置づけたりしていることは注目されるが、有線放送については「開発」の項目にて取り上げているため、本節では扱わない。

① 農村青年の暮らしと学習

「かみさと」では、青年の学習文化活動の場として、主に青年会と 4 H クラブの活動が取り上げられている。

第 115 号（1959 年 4 月 20 日）では、青年会の 3 つの基本方針として、1) 社会活動の推進、2) 学習活動の充実、3) 会員相互の和を掲げている。なかでも村政への関心の高まりや、文化センター設立に向けた積極的行動に取り組むことが掲げられており、ここに図書館をも位置付けることで地域の「文化の中心」への関心について言及している。

旧上郷村の青年会では、それまでも少なからず上記と同様の方針の下で取り組みをしてきた。たとえば、第 108 号（1958 年 9 月 5 日）の「短信」においては、青年会では女子討論会、納涼大会、第二回郡市女子研修会、山作業、原水爆研究会などに関してアナウンスをしており、小さな記事でありながらも地域行事から社会問題まで幅広く関わる青年会のあり様をうかがい知ることができる。第 118 号（1959 年 7 月 5 日）には生活環境の改善として、蚊とハエの駆除をモデル地区中心に取り組む、地域住民からの支持を得る様子も伝えられた。

第 112 号（1959 年 1 月 1 日）では、青年会の機構改革について報じられており、社会・産業の担当部門は「政経部」、文教・厚生は「文化部」、この他に「図書部」、「庶務部」、「編

集部」が組織され、七部門から五部門へと改革されていることも、青年会のあり様を知ろううえで参照されるものである。なお、第125号（1960年2月16日）では、青年会事業計画が掲載されており、各部事業の紹介では「庶務部」に替わって「女子部」が組織されている。

青年会の活動は、他の農村青年団体との関わりも多くみられる。そもそも、他の青年団体との関わりについて検討されるようになった背景としては、青年会活動を総括する動きとして、青年会史の発行がある。この青年会史では、昭和9年から昭和31年までの活動記録を通じて、戦前、戦時中、戦後の動きの大略を総括している（第98号、1957年9月1日）。青年会では、こうした作業を経たうえで、第103号（1958年3月15日）にて伝えられたように、「第一回話し合い大会」と題した会において「青年会の在り方はどうしたらよいか」というテーマを話し合っている。当時は、青年会の入退会が自由になり、その反面で4Hクラブの活動が目覚ましくなったことが議論されている。4Hクラブには、学校卒業後から23歳くらいまでの青年が所属し、農事や家事に関する専門的な学習・研究を行っているなど学校の延長のような雰囲気があるとのことだった。例えば、第104号（1958年5月15日）にはテラー講習会、料理講習会、生花に関する講習が開催されたこと、第113号（1959年2月10日）では農業実践に関する活動実績の発表会が催されたこと、第114号（1959年3月10日）には研修会の実施、第119号（1959年8月5日）には演説発表大会で優良賞などを受賞したことなど、短い期間にも関わらず活発な学習状況が見て取れる。なお、第121号（1959年10月17日）には、上郷4Hクラブが1960年10月に10周年を迎えることを記念して、文集と歌をつくることが報じられている。この時点で、4Hクラブの会員は37名とされている。

こうした勢いのある他の青年団体との協力関係を築きながら、青年会は「若者の集い」や「青年集会」などを共催することもあった（第110号、1958年11月13日）。また、県の青年研究集会にも積極的な参加を果たし、社会構造のなかで青年たちが置かれている状況などについて論議が交わされる様子も伝えられている（第148号、1962年2月10日）。第111号（1958年12月10日）では、青年会の女子会員を中心に調査が進められていることが報じられ、青年会の活動が後述する若妻会の結成にも関与していることが読み取れる。

② 婦人会と若妻会の活動

「かみさと」では、女性の学習に関する記事として、婦人会の活動や若妻会の活動などが多く取り上げられている。

婦人会に関しては、ほぼ毎号の「短信」や「団体だより」などを通じて、活動報告や行事日程の広報などが掲載されており、当時の婦人会の活動内容を細かく把握することができる。この他の展開として、全国や県内での集会や協議会への参加と協議（第99号、1957年11月1日；第110号、1958年11月13日）や、地方選挙に対する申し合わせとして、選挙にかかる接待等の手伝いをやめること、公明な選挙活動の実施の訴えなど、社会問題に対して積極的に取り組む姿勢が伝えられている（第114号、1959年3月10日）。

なかでも注目すべき学習機会としては、婦人問題研究集会と婦人総集会がある。

旧上郷村では、村単位での婦人問題研究集会が開催されており、第一回は第201号（1967

年 2 月 20 日) にて報じられている。テーマは婦人と政治、くらしと物価、子供の問題、婦人組織のあり方の四つで、それぞれ分科会で話し合いが行われた。第 212 号 (1967 年 12 月 25 日) には、婦人会長による寄稿文が掲載され、婦人問題研究集会への参加を広く呼び掛けている。第 215 号 (1968 年 3 月 25 日) に掲載された第二回では、参加者数は第一回をやや下回ったものの内容には相当の進歩がみられたとも報じられている。もう一方の婦人総集会とは、これまで行われてきた婦人研修会の名称を改めたものであるとされ、平易な呼称を使って多くの婦人層を集めることが企図されている (第 225 号、1969 年 1 月 1 日)。第 3 回婦人総集会の記録は第 227 号 (1969 年 3 月 25 日) に詳しく掲載されている。具体的には、第一分科会「くらしをよくするには」、第二分科会「家庭を明るくするには」、第三分科会「主婦の健康を守るには」などといったテーマについて話し合われている。この他にも、第 4 回婦人総集会では「婦人の組織をよりよくするには」、「生活改善をみんなのものにするには」、「青少年を健全に育成するには」をテーマに三つの分科会が開かれた (第 239 号、1970 年 3 月 25 日)。第 6 回上郷町婦人総集会においては、「地域社会と婦人の役割」という統一テーマのもと、環境衛生 (公害)、老後の問題、生活改善について、交通問題 (子供の遊び場)、人間関係をよくするために (子供のしつけ) という 5 つのサブテーマで話し合いを行っている (第 262 号、1972 年 2 月 25 日)。第 273 号 (1973 年 1 月 25 日) では、7 回目を迎える婦人総集会の名称を「婦人の集い」と改め、より多くの婦人が参加できる集会にしようと計画されており、参加者層を広げることが、この集会にとっては一つの大きな課題だったと考えられる。

例えば、旧上郷村の若年女性層を包摂する組織として若妻会が注目される。若妻会は、青年会との関わりの中なかで組織された経緯もあるため、「青年としての女性」の学習の場としての意味合いが強調される。第 114 号 (1959 年 3 月 10 日) には若妻会の誕生が報じられており、村内各分館単位で組織されていることが伝えられた。しかしその後、上郷若妻会が発足し、村内の各分館単位で組織された若妻会が統一される運びとなったことが報じられた (第 174 号、1964 年 10 月 31 日)。各部落にあった若妻会が行き詰まり状態で発展のために再起したともされている。若妻会の活動は比較的頻繁に報じられている。第 183 号 (1965 年 8 月 10 日) と、第 193 号 (1966 年 7 月 25 日) には、若妻会総会の開催に関する記事が掲載され、若妻の学習と実践について考える場として意義のある会であったことが報じられている。第 215 号 (1968 年 3 月 25 日) には、若妻会長の篠田利恵子氏の寄稿文が掲載され、日常的な共通の課題の解決のために小グループの育成を提唱している。第 269 号 (1972 年 9 月 25 日) には、当時の社会問題であった公害に対する問題意識から、工場施設の視察を行った記録がある。若妻会では、若妻という立場の課題として「地域になじむこと」を掲げ、家庭内に閉じこもらずに視野を広くしていく必要があることから、凍豆腐を作っている「旭松冷凍 KK」と、ゴミ焼却場の余熱を利用している老人福祉センターの視察を行っている。しばしば若妻会では、アンケート調査の結果を公表しており、お産に関するもの (第 214 号、1968 年 2 月 1 日)、食生活に関するもの (第 266 号、1972 年 6 月 25 日) などがある。

③ 地域の読書活動と文化財保存の動き

第 121 号 (1959 年 10 月 17 日) によると、長野県全県下を対象とした「第六回図書館

充実運動」が、「第 11 回長野県図書館普及運動」の一環として県教委・図書館協会・信濃毎日新聞の共催によって展開されている。昭和 30 年代の長野県では、このような図書館普及運動が盛んに取り組まれており、こうした様子は旧上郷村においても見ることができた。

まず、第 102 号（1958 年 2 月 10 日）には、団体貸出文庫と巡回文庫の制度による読書活動の推進がなされ、読書機会の充実に取り組む様子が伝えられている。第 105 号（1958 年 6 月 15 日）には読書会講習会の実施が報じられており、下伊那図書館協会関係者と村内各団体、教育機関関係者が集い、テキストの読み合わせやグループ形式の実習などが行われている。第 108 号（1958 年 9 月 5 日）には、図書館サービスの紹介として「レハアレンスワーク」に関する記事が掲載されている。第 109 号（1958 年 10 月 13 日）には、秋の図書館普及運動として、村内読書会講習会、巡回文庫利用者映画会（併せて利用者実態調査）などの行事が紹介されている。第 110 号（1958 年 11 月 13 日）では、図書館読書会講習会の開催が報じられ、婦人会・青年会・公民館の関係者ら計 70 名が出席し、町立松川図書館長らの指導を受けたり、グループ形式の実習がなされたりするなど、盛んな読書活動の様子が伝えられている。

なかでも、町内の読書会活動は注目すべきものがある。第 124 号（1960 年 1 月 1 日）には読書会研究会の開催に関する記事が掲載されており、青年会と婦人会の共催で上郷図書館に会員 60 名が集ったことが報じられた。ここでは、読書会活動の行き悩みの問題に関する議論がなされているが、そこでは生活のために生産を上げること、その為に学習サークルや文化生活が必要になるという主旨の講演もなされるなど、厳しい現実と向き合いながら活動を前進させようとする姿勢を見ることが出来る。また、読書会活動は、これまでの不能率さに向き合い、封建的な土地柄を民主化する契機として語られ、文教施設の必要性を訴える形で結ばれている。

図書館の運営のあり方をめぐる記事の蓄積も少なくない。第 126 号（1960 年 3 月 29 日）では、これまで青年会が運営をする「農村青年図書館」として注目されてきた町の図書館が、戦後民主教育によって公共図書館へと方向が変化していること、青年会が運営担当であることを不便がられていることなどを受け、館内改造するように意見がまとまったことが報じられた。第 136 号（1960 年 12 月 15 日）には図書館の開館 25 周年の記念式の開催が報じられるも、第 148 号（1962 年 2 月 10 日）には、全日開館実施として、青年会ではなく専任の窓口職員が設置されるなど、運営形態の変化が見られた。こうしたなか、第 167 号（1964 年 1 月 1 日）から、新しい図書館の館外活動を推進する意味で、部落文庫を発展充実させた形で村内家庭文庫が発足されたことが伝えられた。村内家庭文庫とは、婦人会員が 4 名 1 グループを組織して図書館からの配本を受けるもので、村内 9 地区に 142 グループが組織されるなど、婦人会と図書館との全村的な連携活動が始まった。その後しばらく「かみさと」の紙面上では、「図書館だより」として寄稿文や新刊紹介が定期的になされるにとどまるが、第 246 号（1970 年 11 月 15 日）や第 260 号（1971 年 12 月 25 日）には長野県図書館大会の報告の文中において、経済第一主義が台頭する中で物質的な充足から心の充実を訴える文章が見られるようになる。

他方で、旧上郷村の文化財保護に関する記事も一定数の蓄積がある。第 115 号（1959 年 4 月 20 日）には、無形文化財である「黒田人形」の上演がなされ、他県からも来客、

視察があったことが報じられている。これを契機として、村・県としても「黒田人形」を保存していく気運が高まったとされる。第 122 号（1959 年 11 月 15 日）では、NHK による取材をうけ、人形保存会長、研究者、長老・氏子青年などの声が収録されたことが伝えられている。その後、第 150 号（1962 年 5 月 25 日）には、「黒田人形」が県文化財専門委員会によって県無形文化財に選定されたことが報じられた。その一方では、「人形を手がけているヒマがない」、保存費がわずかで人形の修理費にも足りないなど課題が指摘され、村として見直す必要性が訴えられている。

その後も、黒田人形は村の芸能大会などを通じて村の文化財としての地位を確立させていく（第 215 号、1968 年 3 月 25 日）。第 233 号（1969 年 9 月 25 日）には、黒田人形の歴史、伊那谷各地の人形、人形芝居の鑑賞の仕方などの内容をまとめた『黒田人形』の出版が報じられた。本書を著した図書館長の日下部氏は文化財保護委員も務めており、第 241 号（1970 年 6 月 15 日）には門造師を呼んで黒田人形の調査に協力してもらい、そこで日下部氏が得た知見などをまとめた文章が掲載されている。

この他にも旧上郷村には複数の文化財が存在しており、第 234 号（1969 年 10 月 25 日）からはじまる「文化財保護委員会だより」の欄や、第 244 号（1970 年 9 月 15 日）「町の文化財めぐり」の欄などで紹介されている。こうした動きの背景として、1968 年に上郷村文化財保護条例及び規則がつくられ、文化財保護委員が発足したという経緯がある。第 230 号（1969 年 6 月 20 日）では、戦後の経済発展の傍らで、文化財や天然記念物が保護できていない現状を、文化財保護委員会の発足と結びつけて報じる記事が掲載されている。

④ 運動競技を通じた地域行事

旧上郷村では、ほぼ毎年 11 月 3 日の文化の日には、上郷小学校の校庭で全村運動会を開催してきた。このことは「かみさと」でも毎回記事として取り上げられており、約 40 種目を約半日かけて取り組む様子や、優良児童の表彰などを併せて行う様子などが伝えられている（第 100 号、1957 年 12 月 8 日）。また、開催にあたっては、プログラムの印刷や封筒等の備品の寄附が地元事業者などからなされていることも報じられている（第 113 号、1959 年 2 月 10 日）。1966 年度の村民運動会では、公民館分館対抗種目を取り入れられるようになり、誰でも出場できる種目が多くなったとされている（第 197 号 1966 年 11 月 25 日）。団体機関としての参加もみられ、「青年協、勤労協、婦人会、若妻会、老人クラブ、商工会、保育園」などがあげられている（第 223 号、1968 年 11 月 17 日）。全村運動会を実施する意義として「生活様式の変化産業構造の多様化により、村民の疎通がおろそかになるという傾向をなくすため、年に一度は村民が一堂に会し、一日をお互いに楽しく、青空のもとに、おいも、若きも、胸いっぱい空気をすって過ごす事も大切な事と思えます」とある（第 233 号、1969 年 9 月 25 日）。

他方で第 259 号（1971 年 11 月 25 日）では、運動会のマンネリ化や個人的なレジャー活動の台頭などを憂う投稿が掲載されるなど、全村運動会の継続が危ぶまれていることも読み取れる。第 271 号（1972 年 11 月 25 日）では、参加者数の減少について触れ、「近時特に人口が急増し新旧の対立感情あるいは日頃顔をあわせる機会のない気おくれ・行事はすべて役員と一部のものの場であるという偏見等々が参加を拒否する心を培っているとすれば、今後の分館活動がこれらの解消の大きな使命を背負っているものと考えられます」

として、分館活動の重要性を指摘する投稿が見られた。

この他に、旧上郷村では、公民館分館対抗のスポーツ大会が頻繁に開催されてきた。その種目には、野球、籠球、卓球、排球、庭球など様々な球技が盛り込まれている。さらに、村内の分館対抗だけでなく、「北部地区」、「北部ブロック」の範囲での体育大会・競技大会も開催されている様子が報じられている（第 117 号、1959 年 6 月 15 日）。これらの運動行事の主旨に関する記事として、第 153 号（1962 年 8 月 10 日）には、公民館体育部員会が村内野排球大会の開催に向けた話し合いの中で、「多くの人たちが体育に親しむために勝つことでなく、参加する精神で楽しい試合が展開されることが期待される。」「日ごろスポーツに親しめない婦人（若妻会を含む）たちが出場するのがのぞまれる。」など発言している記録がある。ここから村の社会体育の方針や、あり方の一端を読み取ることができる。第 174 号（1964 年 10 月 31 日）においても、公民館の体育行事の方向性として、「以前の選手中心主義はうけ入れられなくなってきている」として、社会体育の充実がなされつつある状況が伝えられている。更に第 189 号（1966 年 2 月 15 日）や第 193 号（1966 年 7 月 25 日）では、健康な生活を目指すべきとして体育や体操の意義を訴える投稿が散見されるようになる。館報からは、これまで競技性の強かった村の体育事業が、村民の楽しみを創出する機会としての新たな側面を獲得してきた経緯が見えてくる。

⑤ 祭礼行事と芸能事業の取り組み

公民館に関わる祭礼行事の一つに、成人式がある。「かみさと」においても、成人式の発行報告が毎年掲載されている。それらを経年的にみていくといくつかの変化を見て取ることができる。第 104 号（1958 年 5 月 15 日）には、上郷農協講堂を会場に 3 月 23 日に成人式を実施した記事が掲載されている。成人該当者 130 名のうち 75 名の参加があったと報じられ、前もって実施された健康診断の総評や、音楽合唱、映画の鑑賞なども行われていたことがわかる。その後も同様の式が催されるなか、第 194 号（1966 年 8 月 25 日）では、成人式が 8 月 15 日に举行されるようになったことが伝えられている。この変更については、前もって成人を対象に行ったアンケートのなかで、県外に出て行っている青年たちにとっては、盆休みの時期の開催のほうが参加しやすいという結果が反映されたものであり、217 名のうち 134 名の参加が得られるなど、参加率の向上が見られたとされている。その後も 8 月開催が定例化していく。

第 220 号（1968 年 8 月 25 日）には、成人者の投稿による成人式記念文集「青雲」の発行が始まったことが報じられた。これについては翌年の成人式においても第二号が発行されたことが伝えられているが、それ以降は発行された旨を伝える記事は掲載されていない。

成人式の開催時期の変更という出来事に象徴されるように、旧上郷村から都市部へと上京する青少年は少なくなかった。その証左として、第 173 号（1964 年 9 月 25 日）には、「東京上郷会」の発足が報じられ、700 名ほどの村出身の在京者の互助互恵と今後上京する村の青少年の指導育成にあたる組織として紹介されている。また、奨学資金の問題なども研究されていたとのことだった。なお、創立総会には約 200 名が集ったとも報じられている。

成人式のほかに、地域の祭りに関する記事も注目される。第 115 号（1959 年 4 月 20 日）には飯沼諏訪神社の秋祭りの運営は区内の青年会の有志によって行われていたが、同青年

会の解散をきっかけに祭りの保存をめぐる問題が浮上したことが報じられた。他方で、第150号（1962年5月25日）には、七年に一度開催される「飯沼御柱祭り」が盛大に行われた様子が報じられている。第216号（1968年4月25日）にも「飯沼御柱祭り」の様子が報じられ「ことに遠く東京その他に出でいかれた飯沼の方々の姿も見られた」とあり、地域にゆかりのある人々が一堂に会す機会としても重要であることが伝わってくる。この他、第276号（1973年4月25日）には「瀬音」にて「黒田の神社の春祭り」が実施されたことが伝えられている。「古い伝統がだんだんこの世から消えて経済本位の人造りが行なわれる。豊かな心の人々の生活が遠ざかって寂しさを感じる昨今、こんな笛や太鼓の音が懐かしくすばらしい」としており、豊かな心と生活の象徴として祭りが位置付けられている点が注目される。

こうした村民の精神的な側面の充実を図る機会としては、地域の芸能大会も注目される。

公民館文化部によって開催される村民慰安会では、村民の農休みを利用して各種劇団による上演が行われるなど、村民が芸能に触れる機会としても注目される。第96号（1957年6月1日）には、「すわらじ劇団」、第107号（1958年8月5日）には夏蚕の上蔭（じょうぞく）の終る時期に「中野劇団」を招いて、「腹話術、歌謡漫才、奇術曲芸、百面相、カブキ抄、寸劇、舞踊等」が披露されることが伝えられている。第133号（1960年9月15日）には、県内各地から招かれた人々によって、歌謡曲や浪曲の披露がなされている。

他方で、村民慰安芸能大会として開催される催しについては、第126号（1960年3月29日）において、冬の2月20日の午後7時から開催されたことが伝えられている。この大会では「一般に若い人たちは歌謡曲や踊り。中年の出演者はぐっと渋く端唄や詩吟浪曲と言った出しもの」が披露され、夏の会のように劇団を招待するのではなく、村民同士が芸を披露し合うような場であったことが伝えられている。第139号（1961年3月25日）においても、村民慰安芸能大会の開催が報じられ、この年から出演者のみならず、司会者も村民に任せることにしたことが伝えられている。第145号（1961年11月20日）には、6月の集中豪雨の被災をうけて中止された運動会のかわりとして村民慰安会が開催されたことが報じられた。ここでは、上郷小学校の5、6年生による合唱、高陵中学校教員組合の青年部の合唱など、児童・生徒と教員を中心とした演芸と、地元の文化財である「黒田人形」の披露や、「あかつき芸能社」による漫才、曲芸、奇術、舞踊等が披露された。災害からの復興が急がれるなか、なごやかで楽しいひと時を過ごした様子が伝えられている。

旧上郷村では、演劇の公演や発表会は他の機会においても行われている。第119号（1959年8月5日）には、「すわらじ劇園」が来村し、熱演がくりひろげられた様子が伝えられた。小学生を対象とした「孫悟空」や「修繕（ママ）寺物語」、現代劇「息子の青春」、「番町夜話」などが公演されている。他方で、第122号（1959年11月15日）には、上郷青年会と公民館青年学級の主催で、青年演劇発表会が開催されていることが報じられている。ここでは5演目が公演されたほか、コーラスや放送劇などが披露された記録もある。旧上郷村では、かつて公民館での劇映画の上映のあり方をめぐって、映画業者による申し出がなされて問題化した経緯がある（第96号、1957年6月1日）。当時の経緯があつてか、劇映画の上映会は少なく、演劇の公演を伝える記事が多くを占めている点も特徴的である。

高度経済成長期における「かみさと」の文化に関する記事を通じて、旧上郷村の特徴と

して以下のことが見えてきた。一つは、青年会や婦人会、老人会などといった地域団体の活動に関する記事は、その多くが団体同士、あるいは公民館の学級活動と密接に関わりながら、活動を展開していることを伝えるものだったという点である。旧上郷村の青年会や婦人会にとっては、団体活動への参加者が減少する問題を乗り越えるうえで、4Hクラブや若妻会といった他団体との連携は必要不可欠であったと考えられる。こうした動きに関する記事は阿智村公民館報においても見られた。阿智村では、青年会と4Hクラブが結集して組織された「阿智村青年協議会」が1960年代に発足されており、約200名規模の協議の場となった。こうした団体同士が結束を強める動きは、人口規模の小さな村だからこその特徴として考えることができるかもしれない。

二つめは、高度経済成長が進むなかで、読書活動の充実や文化財保護、社会体育の方針転換、芸能事業の盛り上がりなど、村民の精神的側面の充実を図るような取り組みを高く評価する記事が散見される点である。また、「かみさと」では、巡回文庫や家庭文庫、読書会など、小グループでの読書活動を推進する動きが比較的頻繁に伝えられており、村の社会教育の特色として注目されるものの一つであると考えられる。

(大村 隆史)

(7) 教育

「教育」に関する記事は、主に①社会教育（社会教育施設の充実、公民館活動、研究大会への参加・開催）と②学校教育（学校生活及び村の子どもたちの様子、学校施設・設備の充実、教育問題に対する住民の意見）に分類できる。

① 社会教育

i) 社会教育施設の充実

a) 上郷村民会館の建設の経緯

公民館（村民会館）の建設について、長い議論が続いていた。1958年5月に公民館社会部は文化センター建設問題が新生活運動（婚儀改善）の上からも重要であり、公民館全体の問題として建設実現に努力するよう申し合わせたことがはじめてであった。続いて、第105号（1958年6月15日）において、「村の文化センターの中心になる公民館の建設を一日も速かに成されん事を明るい文化の村づくりのために村民は鶴首している」という声があられた。その後、第112号（1959年1月1日）の公民館長による「年頭御挨拶」では、「公民館の施設がない」という問題を提起し、「文化センター設立の実現をえて、文化的にも香り高い大上郷村建設の一布石といたしたいという希念」を示している。同号の「瀬音」にも「私達の広場、話し合いの場所としての公民館を欲しい」、「この様な部屋を、備品を、設備を欲しいと云うことを研究していきたい」という村民の希望が見られる。こうしたことを踏まえて、1959年度の村議会で「絶対多数の村民の意志を尊重して、…今後は村民福祉の充実・増強をはかり、…図書館、婦人会館、結婚式場をかねた文化センターを今後慎重に研究して実現してゆきたい」と文化センター建設の意図を示した（第115号、1959年4月20日）。ようやく1961年3月に文化センター建設研究委員が決定され、建設を本格化しようとしたが、同年6月に「三六・六災害」と呼ばれる集中豪雨に遭ったため、村をあげて災害復旧にあたることになり、村民会館の建設はやむをえず一時見送りとなっ

た。1963年に村議会で建設委員会を決定し、建設に着工し、翌年の11月1日に公民館落成式が行われた(第175号、1964年11月1日)。同号では、公民館条例を作成する際に、その名称を「上郷村公民館」とするか「村民会館」とするか議論された。結局、「この施設が公民館をはじめ図書館施設や青年会事務室も含んでいる等から村民会館となったが実務は公民館を含む教育委員会事務局が当るものとみられる」と述べられている。新しくできた村民会館の利用状況について、第189号(1966年2月15日)における調査によると、1日100人の利用もあった盛況であった。

b) 分館の建設

分館の増改築に関する報告もなされた。第109号(1958年10月13日)では、「本村の別府上分館には今だに公会堂がないため公民館を初め集会の都度非常なる不都合をしている」という別府上地区にも公会堂を設立してほしい意見が見られる。こうした声は次第に高まりつつあり、ついに第195号(1966年9月20日)では建設特別委員会が構成され、建設の準備を進めていることが報告されている。それから2カ年を経て、第222号(1968年10月25日)では別府上分館の落成式が盛大に行われたことが報告されている。

また、第122号(1959年11月15日)では飯沼北分館並びに北条部落集会所の増改築が完成したことが掲載されている。同記事においては、北条部落では集会所がなく、今まで薬師堂を一つの会所としてあらゆる会合に利用していたが、「分館活動の場としてはあまりにも会所の狭隘を痛感し、会所拡張の議を部落関係要路の方々に懇願する一方増築積立金を備えてきた」と同時に、「村当局の絶対なる理解により多額の補助金を得た」という経緯が記されている。

ほかに、第141号(1961年5月25日)では上黒田公会堂が竣工されたことが見られる。また、第181号(1965年6月22日)では、下黒田南においても館がなかったため、旧図書館の払下げを受け、これに増改修を加えて、下黒田南分館の開館が報告されている。第237号(1970年1月1日)では、飯沼南分館新築が落成したことが報告されている。

c) 図書館の改造、青少年研修センターの新設、体育場の建設

上郷図書館は、1923年に村の青年によって創設された上郷文庫を源に、1936年に設立され、青年の学習の場をより広範な利用に対処させるために県下でも特異な青年の手によって運営される公共図書館であった。第126号(1960年3月29日)では、「現在の不便なガラス張りの書庫を図書館前進の意味を含めて閲覧主体の館内奉仕が出来るよう自由接架方式への改造計画」が村議会の承認を得て、2ヶ月後の5月に改造が完成し開館することになった。しかし、第129号(1960年6月5日)では、青年会長兼図書館長は「今度の改造は文化センターができるまでの暫定的処置で、いずれ毎日開館できる近代的な図書館にしたい」と述べている。その後、青年会と教育委員会の懇談を経て、第148号(1962年2月10日)において、「従来まで青年会での奉仕事業的性格から脱し、新しく専任の窓口職員を置いて日曜、祭日を除く毎日午前十時から五時まで開館している」ことになった。この図書館は1964年に上郷村民会館が完成した次第に、公民館に移り、下黒田南分館は旧図書館の払い下げを受けることになった(第175号、1964年11月1日)。

青少年研修センターに関しては、第252号(1971年4月30日)の「勤労青少年の研修

の場」においては、「レクリエーションの場として野底山姫宮地籍に鉄骨ブロック二階建約三八〇㎡の青年研修センターを県から一千万円の補助を受け四十六年度中に建設する」と記されている。第 262 号（1972 年 2 月 25 日）では、青少年研修施設の「町営姫宮センター」が落成したという記事が見られる。そこで、当該施設は農村の後継者対策の一環として、「青少年相互連帯意識を高め郷土愛をつちかい教養の向上を図り、情操の純化と併せて体力の増強につとめることを目的として建てられた」と報告されている。

また、体育館の建設の要求運動が見られる。上郷村では、社会体育はすべて学校施設に依存していた現状から、第 259 号（1971 年 11 月 25 日）の「声-早急にほしい町民体育施設」においては、「だれでも」「どこでも」「いつでも」できるような社会体育の施設を整備してほしいという村民の願望があらわれた。その後の館報において、「ほしい町民のための体育施設」（第 263 号）、「私の主張：グランド欲しい」（第 272 号）という記事が見られる。さらに、第 273 号（1973 年 1 月 25 日）における公民館長の新年挨拶では、社会体育施設実現へ努力が示されている。次の第 274 号（1973 年 2 月 25 日）の一面を使って村民たちの「望まれる社会体育施策」に関する意見と考えを載せている。こうした一連の要求運動が行われた結果、1975 年度の町議会で町民運動場の建設が決まることになった。

ii) 公民館活動

a) 各部の組織と事業内容の変遷

1957 年度から 1961 年度にわたって、公民館に教養部、広報部、文化部、社会部、産業部、体育部といった 6 つの部が置かれている。各部の事業内容をそれぞれ見ていくと、教養部では、妊婦を対象とする母親学級、一般婦人を対象とする婦人学級、一般成人を対象とする成人講座、青年学級、老人ルーム（第 104 号、1958 年 5 月 15 日）、老人学級及び若妻グループの育成援助（第 115 号、1959 年 4 月 20 日）などといった活動を中心としていた。広報部は、主に館報「かみさと」の発行、岩手分村見聞視察（第 140 号、1961 年 4 月 25 日）を行ってきた。文化部は、映画会、文化祭、村民の慰安の会、文化財の保護育成、同好会グループの育成、素わらじ劇団の招き度いなどといった活動を中心としていた。社会部は、主に成人式の挙行、新生活運動の推進、環境衛生等身近な問題から改善し合理的な生活のうちたて、村政座談会（第 95 号、1957 年 3 月 10 日）、政治自治研究会（第 104 号）、政治講演会（第 115 号）、全村的健康診断（第 140 号、1961 年 4 月 25 日）などを行っていた。産業部は、産業記録スライド「野底山」の作成、「養蚕」関係の製糸より染色迄を作ること（第 95 号）、農家経営に関する研究会、産業座談会（第 104 号）、郡外視察（第 115 号）、産業講座（第 140 号）などを中心に行ってきた。体育部は、分館対抗各種大会、レクリエーション講習会、ブロック内対抗大会、郡町村対抗大会、村内庭球大会、全村運動会、バトミントンの普及、剣道大会の補助、郡一周駅伝出場などが行われてきたが、第 140 号（1961 年 4 月 25 日）においては、1961 年度から体育部のあり方は「従来特定の選手に比重がかけられていた体育活動の姿を変えてこれからは公民館の本来のねらいである社会体育の面にも力をそそごうとしていること」となった。

1962 年度から、文化部と教養部を統合して文化部に、社会と産業を統合して社会部に、体育部、広報部と合計 4 部になった。「部が少なくなったが、その内容が学習活動や芸能は文化部へ、生活改善等新生活運動や産業に関することは社会部へ整理され、部の性格が

明らかにされたのであり活動の分野がせまくなつたのではない」とあつた(第 150 号、1962 年 5 月 25 日)。

それから大きな変化が見られたのは、まず 1964 年度に公民館の部門に新しく学習部をもうけることであつた。「学習関係は今まで文化部に属していたが、学習関係の推進を一層強化するために学習関係(老人、婦人、若妻、青年等の学習活動)を独立させ、文化部と社会部と統合し社会部と」なつた。さらに公民館の目的が「民主的自治体の確立を期する」とあつたのを社会教育法にうたわれている公民館の目的にあわせるように、「上郷村公民館々則」を改正した。そこで上郷村公民館は、「住民のために実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業をおこないもつて住民の教養を高め、健康の増進、情操の純化を図り、生活、文化の信仰、社会福祉の増進に寄与することを目的」とあつた(第 170 号、1964 年 5 月 15 日)。その後、学習部は第 192 号(1966 年 6 月 21 日)に各種の学級の他に、「一定の人達に基礎的学習や実習の上に地域の食生活改善に役立てようとする」栄養講座を開催したり、第 219 号(1968 年 7 月 25 日)に家庭教育学級を新設したりしたように、多様な試みが見られる。

また、広報部は 1966 年度に機構の改革を行い、「従来通り各分館から選出された通信員と、別に編集に携わる編集委員との二本建とし、両者が一体となつて館報編集を中心として広報活動を進めて」いくことになつた(第 192 号)。今回の改革により新たに発足した広報部は、館報を隔月 4 頁で発行することを目指し、また 1968 年度から「村民文集」第 4 号以降の編集をも担当することになつた(第 216 号、1968 年 4 月 25 日)。とりわけ、広報部の一貫した事業としての館報に関する記事が多く見られる。まず、第 100 号(1957 年 12 月 8 日)では百年記念特輯が出されており、そこで今まで編集に携われた人々が座談会を開き、編集の思い出を語り合うことが掲載されている。館報の性格については、「千篇一律的な広報的では村民に読まれないので、多彩性をもたせたいと思ひ努力したが、公報紙的な匂いより抜けきれないものがあつた」とされ、今後は「村民の自由を尊重した記事でありたい」とあつた。さらに「村民の皆さんの新聞であり、投稿を望んでいるのでありますがなかなか、毎月原稿難で困っています」という困難を抱えていたことが見られる。その後、第 200 号(1967 年 2 月 20 日)は、200 号発行の記念特集号として、今まで発行された館報から上郷村の 20 年間の歩みを顧み、さらに「この先 10 年の村の様子について、自由に話してもらつたものをのせることにした」とされ、10 年後の村の施政、商工、病院、教育、農業はどのような変わり方をするかについて掲載されている。このように館報「かみさと」は、変貌する社会情勢と高度の経済成長の中にあつて、公民館の歴史的な歩みや上郷村の発展の様子などを記しており、社会教育に大きな役割を果たしつつあつた。

b) 学習活動の紹介

以下では公民館の青年学級、婦人学級、老人学級、家庭教育学級という四つの学級の活動を詳しく見ていく。

青年学級

青年学級は 1958 年に青年会主体の運営をやめ、上郷村青年学級規則に改正を加えてそ

れに基づいて入学願書による生徒募集が行われるようになった（第 104 号、1958 年 5 月 15 日）。56 名を 4 つのグループに分散した。文学グループは月二回の読書会と文集「だえん」の発行を行う。美術グループは常設美術館展（会場図書館）を続け、写真や絵画について深く追求する。音楽グループはレコードコンサートや合唱を、家政グループは主として茶道について勉強する。さらに翌年に演劇グループを加え、演劇台本の読み合わせ、演劇の上演、放送劇の研究と上演を行うようになった（第 117 号、1959 年 6 月 15 日）。同年度の 11 月に行った青年演劇発表会は「農村青年らしい脚本の選定と熱演で好評だった」ことも報告されている（第 123 号、1959 年 12 月 11 日）。

このように、「本村の青年学級は他町村の青年学級と異なり中学校卒の補充学習的な方式を取らず、学歴、年令をこえて同好グループの集まり方式を」とっている。それゆえに、「同好者の熱意によって各グループの活動が活発になり、また不活発になったりする」ことや青年の自主性が欠けているなどという問題が生じた（第 133 号、1960 年 9 月 15 日）。

こうした問題を改善するために、1962 年度から青年の自主性に期待し、青年学級が組み直された。「以前趣味的グループで運営されていた学級から今度は前期後期に分けてそれぞれ目標を定め」、「前期は 22 才位までの青年を対象として、友和と親睦、教養を高める目標で社会人としての知識、これからの農村女性の暮らし等の学習内容を」持っており、「後期は政治意識を高めることに重点目標をおき、農村の政治平和問題の理解等がとりあげ」られ、公民館では「実情に則さないものは改め青年達の自由的意向を組み入れた運営」を計ろうとしていた（第 154 号、1962 年 9 月 15 日）。具体的には、前期に全体教養教室、男子教養教室（「物の見方考え方」をテキストにして話し合う研究）、女子教養教室（教科書「女性の暮らし」を中心に補助テキスト、映画等を利用して話し合い学習）、音楽教室、生花教室（茶道教室）を各々月 1、2 回開催する（第 156 号、1962 年 12 月 10 日）。後期について詳しく掲載されなかったが、「平和問題の理解」の学習につづいて、村行政機構と働きについて学習する「村行政を知る」シリーズや、「女性の健康と母となるために」シリーズで開いていることが紹介されている（第 162 号、1963 年 6 月 29 日）。

青年学級はこのような二本立ての形式が続けられ、1965 年度になると、全体学級と選択学級の二本立てとなり、前者は原則的に全学級生が出席するもので一般教養、時事問題、政治学習などが内容とされ、また後者は学級生の希望によりグループ学習がなされるもので音楽、生花、美術、農業の 4 グループに分けて（第 183 号、1965 年 8 月 10 日）。ほかに青年会と共催の視察旅行はしばしば行われていた。例えば、第 107 号（1958 年 8 月 5 日）において、各地の「産業状況の視察や観光地見学で学習活動と日頃の労働の慰安を兼ね、若い人達が終始まじめに和かな雰囲気の中で、その目的を充分達せられ意義ある旅行を行った」と報告されている。

婦人学級

婦人学級は、「家庭」を中心とする学習内容であった。例えば、1957 年度は「娘の問題、子どもの教育等日常の大切なこと」について、『娘は娘母は母』『子供はみている』をテキストとして学習する。また映画鑑賞を行ったり、話し合いをしたりすることも含まれている（第 100 号、1957 年 12 月 8 日）。1960 年度には、「家庭における看護のしかた」について、保健婦による講義が行っていた（第 126 号、1960 年 3 月 29 日）。さらに、第 132

号（1960年8月5日）では、東洋大学の教授堀秀彦氏を招いて「新しい家庭」について講演会を開いたことが報告されている。

第137号（1961年1月1日）においては、冬期三月まで冬期婦人学級として、音楽教室、生花教室、茶道教室、農業教室、読書教室の5コースを設けることが記されている。そのなかに、とりわけ婦人学級音楽教室の活動が活発であった。1962年に婦人学級音楽教室は、郡公民館が主催する生活を高める研究集会における婦人コーラス発表会に参加したことをはじめ（第156号、1962年12月10日）、1963年の長野県母親コーラスまつりで優秀賞に入賞し（第167号、1964年1月1日）、さらに翌年から長野県農村の歌声コンクール中南信大会で連続一位を獲得していた（第195号、1966年9月20日）。

老人学級

1958年に上郷村では郡下で初めての老人学級が発足した。その理由としては、「年寄り気分をなくしてもっと社会のために働いていただき社会の一人として家庭の一人として日に日に進む社会におくれないように長く幸福に過ごしていただきたいため」であったという（第111号、1958年12月10日）。老人学級の活動は、研修旅行が中心として行われてきた。例えば、1962年の研修旅行は「一日朝本村を出発し豊川稲荷、西浦温泉「たつき荘」泊り。二日名古屋（自動車工場見学、デパート、テレビ塔、名古屋城）上郷帰着」というコースであった。参加学級生は百余名があり、評判はよかったという。また、「遠出のできなくなった学級生」を対象に、村のマイクロバスを利用して、村内の主要な施設や設備、環境の変化等を見てまわるという「村内巡視」を行うこともあった（第192号、1966年6月21日）。館報には参加者の感想文がしばしば載せられ、研修旅行の意義が深かったという声が多かった（第176号、1964年12月28日；第180号、1965年4月30日；第193号、1966年7月25日）。

老人学級は、研修旅行のほかに、植林活動を行った記事も見られる。1966年度に「男子98人、女子48人で、うち最高齢者は83歳」の老人学級生は野底山で植林作業を行った。この植林は「山を愛し、山を知り、また老人学級の意気のあるところを大いに発揮しようといわれたもの」という（第191号、1966年5月30日）。

家庭教育学級

1968年に、学習部は「近年は三才児教育について強くその必要性が認識され…、健やかな子どもを生み育てるのが親の任務であり責任でもあり…、これに対する正しい教育を身につけたいという要望が出てき」たから家庭教育学級を新設した。同学級は主に新婚者、若妻会を対象とし、一学期9回で、まず前8回は「結婚と精神衛生」「結婚と性について」「生活設計と家族計画」「民法と戸籍法について」「子どもの健康」「児童心理と子どものしつけ」「子どもの遊びについて」といったテーマでそれぞれ飯田市裁判所長、蟹江病院の医者、長野県教育センターの先生などといった専門家を講師として招いて講演をした（第219号、1968年7月25日；第223号、1968年11月17日）。続いて第9回目は、「各分館をまわり、今まで学習して来たことを中心に、青少年保護育成協議会の協力を得て公民館関係、PTA、婦人会、老人クラブ員、民生委員等各方面の方たちのお集りを願い、家庭を中心とした幼児、少年のしつけ、幼児期青年前期の反抗等について、色々と研究をしました。

子供を取りまく現在の社会情勢が非常に複雑なため、親として家庭における人間関係のひずみ矛盾等何かしら不安を持っていること、身近な問題について話し合いがなされた」ことが報告されている（第 227 号、1969 年 3 月 25 日）。また、1970 年度に 3 歳児をもつ母を対象として家庭教育学級が開かれ、新しい試みとして子どもの「臨時保育」が導入された。母親たちは、そこに子どもを預かることができ、また学級のあとに 3 歳児の検診を受けられ、学級生から好評であったという（第 242 号、1970 年 7 月 25 日）。

c) 分館の活動

上郷村公民館本館に上黒田、下黒田南、下黒田北、別府上、別府下、南条、飯沼南、飯沼北、丹保の 9 つの分館が置かれている。各分館では、基本的に本館の事業計画に従って活動を行われてきたが（第 126 号、1960 年 3 月 29 日）、1961 年度に各分館に分館主事一名ずつ設置されることになった（第 140 号、1961 年 4 月 25 日）。さらに、1962 年度の公民館の予算と事業方針として「分館活動を重点に」が打ち出され、「地域差により学習要求が異なるので本館の学習活動は一般教養的なものの他は分館に重きがおかれる新生活運動や生活改善の内容やスポーツ人口の増大のためにも分館重点が効果的であり、本館の方針もこうした推進の方向に向けられよう」（第 150 号、1962 年 5 月 25 日）といった方針から、分館の活動はますます活発化していった。以下では、分館運営研究会と分館の特徴的な活動をそれぞれ紹介していく。

まず、分館のあり方を考えるために、上郷村公民館および分館役員は、1965 年に上郷村公民会館で開催された北部地区公民館分館運営研究会に積極的に参加していた。当日では、分館におかれている悩みを、分館組織の充実、事業面の問題、予算問題、施設設備の問題といった 4 つの分科会に分かれて熱心に研究討議したことが第 187 号（1965 年 12 月 25 日）に掲載されている。続いて、1967 年の分館運営研究会（第 212 号、1967 年 12 月 25 日）、1969 年の分館問題研究会（第 232 号、1969 年 8 月 30 日）にも積極的に出席し、分館活動について熱心に考えていたことが窺える。

1973 年になると、上郷町の独自の分館運営会の開催が第 282 号（1973 年 10 月 25 日）に報告されている。そこでは、上郷町の人口の増加がもたらした「過密化」のなかで、「公民館の活動はこまかに行われなければならない、分館で行われる事業が重要な役割となってきた」とあり、「分館長・副分館長・分館主事が集って各分館の事業の交かん等をする、分館運営研究会が年に四回位行われているが、この十月二十二日に北条分館で分館長その他二十五名が集って、研究会が開かれた」と報告されている。当研究会では、「過去 2 カ年間の事業からみて、希望意見等を充分と聞くことと」したが、「やはり分館運営のうえで一番問題となっているのは、財政である。事業は年々多くなり、一つの事業をするにも多額の費用がいることが、分館の役員の悩みとなっている」という議論が掲載されている。

また、各分館は限られた予算を用いて、それぞれの地域性を十分に生かし、特性ある事業が行われていた。例えば、下黒田南分館は 1967 年度から「子ども教室」を設立し、「毎週土曜の午後、書道、珠算ともに各先生をお願いし、青少年不良化防止として健全育成をめざし分館独自の事業として行われている」と記されている（第 215 号、1968 年 3 月 25 日）。別府下分館は、「別府下では野菜作りが多く、ことにハウス栽培が多く作られており一年中の仕事による疲労度は高い」という地域の特色から、住民の健康管理を主目的に血

圧検診や糖尿病の検診を定期的に行っていた（第 202 号、215 号）。また、丹保分館は、「婦人会、若妻会から学習部の中にコーラスグループをつくってほしいと強い要望があり、当時分館としてめずらしいグループ」を発足させた。この結果「丹保分館の中になにか新しい芽吹ができた。多忙な生活の中に余暇を楽しむコーラスをと分館内によびかけて発足し現在に至っている」ことが記されている（第 215 号、1968 年 3 月 25 日）。また、下黒田南分館、飯沼南分館は分館報を発行していたことが第 202 号（1967 年 3 月 20 日）に掲載され、そこで分館の報告事項を載せたり分館員相互の建設的意見、感想等を載せたりしてなかなか好評を得ていたという。しかし、予算が少ないため、活動ができない苦しい状態にある北条分館のことも報告されている（第 250 号、1971 年 3 月 25 日）。

iii) 研究大会への参加・開催

1958 年に上郷農協において公民館婦人会、青年会の役員と選挙管理委員会の合同によって開催された「話し合い大会合同研修大会」の報告が、第 103 号（1958 年 2 月 10 日）に掲載されている。そこでは、「参加人員は百余名、県社会教育課の原太郎主事より話し合いについての講演をきき、午後より五分科会」に分かれて、「公明選挙について」、「家庭生活で反省するものはなにか」、「青年会の在り方はどうたらよいか」、「話し合いを気軽に進めるにはどうしたらよいか」、「時間の励行が実践されないのは何が原因か」といった「五つの問題をそれぞれ話し合いその結果を発表し原講師の講評を受けた」と記録されている。

また、第 115 号（1959 年 4 月 20 日）においては、「みんなで話し合って、明るい家庭、住みよい村をつくろう」という主旨で、公民館、婦人会、青年会の役員、会員多数が集り、上郷小学校で社会教育研究会を開催したことが報告されている。当記事によると、研究テーマは五つで、「社会体育のあり方」、「文化センターの建設」、「農休日について」、「選挙について」、「家族の話し合い」といった五分科会に分かれて話し合いその結果を司会者が発表、公民館長のまとめの後閉会となった。また、「今度の結果をもってよく研究して明るい家庭、住みよい村が実現されるだろう」と記されている。

さらに、上郷村公民館は 1961 年に開催された第 10 回県公民館大会にはじめて出席した。大会の参加を通して、「他郡市の活動状況を知ることができ尚大会の雰囲気と接することができたことは今後の公民館活動の上にプラスするものがあることを信ずる」と報告されている（第 146 号、1961 年 12 月 18 日）。その後も、大会参加の記事がしばしば見られる。特に第 15 回（第 194 号、1966 年 8 月 25 日）で、第 17 回（第 220 号、1968 年 8 月 25 日）で、第 19 回（第 245 号、1970 年 10 月 15 日）、第 20 回（第 257 号、1971 年 9 月 25 日）の大会において、上郷村の公民館または分館の役員は、分館活動推進功労者や公民館活動推進功労者として表彰されたことは特筆できる。

最後に、高度経済成長期における「かみさと」の社会教育に関する記事の内容を通して、旧上郷村の特徴として以下のことが分かってきた。一つは、旧上郷村では、社会教育施設の新設が多く見られたことである。高度の経済成長のなかで、村の税収の増加とともに、社会教育の予算が増えたことが原因であると考えられる一方で、館報「かみさと」では、村民の建設の要請運動をありのままに掲載しており、社会教育施設の建設の実現に大きな役割を果たしたと言える。二つ目は、高度経済成長期における農村の若者の人口流出とい

う課題の対応として、青少年研修施設を建設することや、青年の自主性を強調する青年学級活動を活発に行うことなどといった社会教育活動を通じて、農村の後継者の育成対策に力を注いだことである。3 つ目は、旧上郷村では 1958 年に公民館の老人学級の発足を契機に、老人学級の活動が盛んでいたことは一つの特徴だといえる。高齢者の生活課題と向き合いながら社会のために働くように呼びかけ、高齢者に活力を与える学級活動が目立った。4 つ目は、公民館主事をはじめ、各部および各分館の職員たちは討議の場として研究会を参加したり開いたりすることで、実践を見直す力を蓄えてきたことである。さらに、実践の反省点などを館報に載せ、住民とのコミュニケーションを重視する職員の姿勢が読み取れる。

このように、館報「かみさと」と「阿智村」は異なる特徴を持ちつつ、変貌する社会情勢と高度の経済成長の中であって、公民館の活動や村の発展の様子などを記し、社会教育に大きな役割を果たしつつあったことが共通しているであろう。

(徐 真真)

② 学校教育

i) 学校生活及び村の子どもたちの様子

まず、学校教育に関する記事の中で一番多くみられたのは、村内の子どもたちの通う上郷小学校及び高陵中学校における学校行事や普段の学校生活の様子、PTA の活動を伝える記事である。具体的には、第 94 号 (1957 年 3 月 10 日) ～第 113 号 (1959 年 2 月 10 日) までは「団体だより」というコーナーが設けられ、第 116 号 (1959 年 5 月 25 日) ～第 181 号 (1964 年 9 月 25 日) までは「短信」というコーナーの中で、小さな記事ながらほぼ毎号のようにその時々学校の活動を伝える記事や今後の学校行事の予定などお知らせを含んだ記事が掲載されている。それ以降、コーナー自体はなくなっても、運動会や林間学校、文化祭、農繁休業など学校行事がある度にその様子が報じられている。

その他に、小学生や中学生による修学旅行の思い出や新年の抱負についての作文 (第 97 号、1957 年 7 月 15 日 ; 第 101 号、1958 年 1 月 1 日) や、上郷小学校で発行している詩集「のそこ」から詩の作品 (第 197 号、1960 年 10 月 25 日 ; 第 198 号、1966 年 12 月 25 日)、干支を表現した版画作品 (第 248 号、1971 年 1 月 5 日) など、子どもたちによる作文や作品が掲載されていた。

また、子どもたちの中学卒業後の動向について度々報告されているのも特徴の一つである。

まず、第 94 号 (1957 年 3 月 10 日) では、1956 (昭和 31) 年度の高陵中学校の卒業生の動向が掲載されている。就職者は 119 名 (41%)、そのうち男子は 60 名 (36%)、女子は 59 名 (48%) であり、「主として男子は東京方面へ女子は中京方面へ行く」一方で、進学者は 157 名 (54%) で、そのうち男子 99 名 (60%)、女子 58 名 (47%) であると報告されている。また、家居は 13 名 (5%) で男子 7 名 (4%)、女子 6 名 (5%) と、具体的に報告されているのが特徴である。さらに、第 102 号 (1958 年 2 月 10 日) では、「繊維関係の倍率が高かったものの、現時点で志望者 23 名のうち 16 名が合格するなど好成績である」等、詳しい就職状況が報告されている。第 115 号 (1959 年 4 月 20 日) では、1958 (昭和 33) 年度の卒業生の状況について、卒業者 270 余名のうち進学 152 名、就職者 106

名であり、「例年のことであるが男子は関東、女子は中京方面が多い」とあり、「職種別では男子は機械工が三分の一六名、女子は紡績工場二七人が最も多い」と報告されている。第 127 号（1960 年 4 月 20 日）では、「就職関係では、例年と異なり、求人数が求職者数の倍以上も上まわり景気よさを反映しているが、限られた職場では高校入試以上の厳密な選抜テストが行なわれ狭き門であったが、一般的には就職関係は好調であった。次に進学関係を見ても、天竜高校の六〇〇名の募集があり全般的には競争率は緩和された」とあり、進学者は 175 名、就職者は 89 名、家居は 14 名と報告されている。その後、少し間をあけて、第 191 号（1966 年 5 月 30 日）に 1966（昭和 41）年度の卒業生の動向が掲載されている。それによると、卒業者は 261 名、そのうち進学が 200 名、就職者が 49 名、その他が 10 名となっている。さらに、第 203 号（1967 年 4 月 20 日）では、「進学率は九〇.三%で昨年にくらべ六%ほど高くなっており就職者の数は年々減る傾向にある」とあり、第 217 号（1968 年 5 月 25 日）では、「進学率は九〇.四%で就職者の数も昨年とほぼ同じである」と、第 227 号（1969 年 3 月 25 日）では「今年の就職は順調で、男子十六名、女子十九名、計三五名、二三名の家居を除いては進学である。就職者の中二七名は飯田管内で残り、八名が管外主として関東・中京方面である。進学者は 184 名」とある。

このように、館報「かみさと」の特徴の一つとして、学校との連携がとられていることや村の新聞として学校や子どもたちの様子を村民に伝える役割を担っていたことが窺える。さらに中学生の卒業後の動向については、進学と就職の状況が詳しく報告されており、旧上郷村においても高度経済成長期に特徴的な農村から都市（関東・中京方面）への流出が起こっている状況や、次第に就職者より進学者の割合が増え 1960 年代後半になると進学率が 9 割を超えていく状況を読み取ることができる。

ii) 学校施設・設備の充実

次に多くみられたのは、学校の施設や設備の充実に関する記事である。

上郷小学校の増改築については、第 240 号（1970 年 5 月 15 日）～第 273 号（1973 年 1 月 25 日）にわたり度々取り上げられている。第 249 号（1971 年 2 月 20 日）では校舎の老朽化と児童数の増加によって学校側から 1969（昭和 44）年 9 月に学校、教育委員会、理事者、総務委員会の懇談会の時に申し出されたとある。また、上郷の人口増加率が過去 5 年間で 14.2%と長野県一であり、今後も学級数が増加する見込みであることから増改築が急務であることが説明されている。これに対して、第 255 号（1971 年 7 月 25 日）では、住民二人の声が掲載されている。一つは、父兄からの声であり、小学校建築について、人口増に対応できるだけの施設・設備と体力向上のための運動場・遊び場の確保、そして早く新しい環境で学べるよう早期完成を望む声が掲載されている。もう一つは、町財政の現状を考えて優先すべき事業が後回しにならないかどうかを懸念する住民の意見である。このように慎重な意見も掲載しながら、その後も建築工事の様子が報告されている。

その他、上郷小学校に関する記事としては、鉄骨のバックネット完成した記事（第 120 号、1959 年 9 月 5 日）や給食貯蔵庫が建築された記事（第 129 号、1960 年 6 月 5 日）、上郷小学校が教育研究指定校になったのを機に新しいテレビが購入された記事（第 207 号、1967 年 8 月 25 日）等があった。高陵中学校に関しては、ロッカーが設置された記事（第

120号、1959年9月5日）や給食室を改築した記事（第267号、1972年7月25日）、学校開放事業の一環で校庭に夜間照明施設が整備され、学校施設を学校教育の支障のないかぎり青少年に広く開放していくことがアナウンスされた記事（第280号、1973年8月25日）などがみられた。

また、住民や村出身者からの寄付や寄贈の記事も多くみられた。小学校に対する村出身者による寄付・寄贈に関する記事は、第107号（1958年8月5日）では教育費として二万円寄付があったこと、第126号（1960年3月29日）ではテレビ二台が寄贈され、続く第127号（1960年4月20日）で生徒も保護者も教員も喜んでいる様子が報じられた。第153号（1962年8月10日）では小学校創立五十周年の記念事業の際に村出身者から寄付金が贈られ、これによって時計台が建てられたことや、鼓笛用具が贈られたこと（第187号、1965年12月25日）が報告されている。第194号（1966年8月25日）では、高陵中学校にブラスバンドを設置するため、PTAが中心となって寄付を集めているという記事が掲載されている他、第263号（1972年3月25日）では学校教材の充実にと住民より百万円が寄付され、それをもとにOHPやVTRなど視聴覚用品を購入したとある。その他、交通安全のために新入学児童に対して「本、下敷、ランドセルカバー、腕章」が交通安全推進協議会から贈られていたり（第216号、1968年4月25日）、継続的に老人クラブから雑巾と竹ぼうきが贈られている（第236号、1969年12月25日；第272号、1972年12月25日）。中学校に対しても、卒業生の活躍に対するお礼として自社製品の小型投影機が贈られている記事（第169号、1964年3月28日）も見受けられた。

これらの記事から読み取れるのは、高度経済成長期における人口増によって学校施設拡充が必要とされている状況や、テレビの導入など時代に応じた学校設備充実の過程である。また、それらに対する住民や村出身者による寄付も目立っていたのが特徴的である。

その他、旧飯田工業高等学校跡地に女子校が新設された記事や、高陵青年学園、高陵中学校に養護学級が開設された記事などもみられた。

1946年に上郷村立上郷農工技術学校として開校された旧飯田工業高等学校の跡地利用について取り上げられている。第104号（1958年5月15日）では「耳」というコーナーで、卒業生より「元飯田工業高校の校舎、敷地はその後どのようになっていますか」という問いかけに対して、「村の意向としては公民館、図書館、婦人会、青年会館等村の文化センターとして活用して行きたい」と考えていたものの、地主の意向は女子校にしたいとのこと、現在検討中であることが報告されている。その後、第108号（1958年9月5日）では私立高松学園飯田女子高等学校を開設することが決まったとある。

第94号（1957年3月10日）には、高陵青年学園の記事も掲載されている。高陵青年学園とは、高陵中学校を卒業して家業にいそしむ者を対象に上郷村旧座光寺によって経営されており、毎週月火木の三日間15時～17時半まで、延104日550余時間、飯田工業高校の教員によって運営されているものである。第189号（1966年2月15日）では、1965年度より高陵中学校に養護学級が開設され、職業教育の一環として印刷機一式を設置した記事が掲載されている。

iii) 教育問題に対する住民の意見

そして、「かみさと」のもう一つの特徴として挙げられるのは、教育問題に対する住民の意見を積極的に掲載している点である。

例えば、当時、全国的に大きな問題となっていた教員の勤務評定問題について、第 109 号（1958 年 10 月 13 日）では特集が生まれ、紙面上で議論が交わされている。教育長による「①勤務評定とはどんなことか、②勤務評定はなぜ必要か、③勤務評定はだれが行うか、④勤務評定はどんな注意のもとに行われるか」といった解説の後に、「勤務評定問題について私の意見」として PTA、青年、教員からの意見が掲載されている。

その他、村の子どもの健康について、紙面上で議論が交わされている。第 267 号（1972 年 7 月 25 日）では、「みんなで考えよう 子どもの体位・体力を」という特集が生まれ、「ここ三・四年前から、上郷小学校の生徒の胸囲が、全国から、又県から近隣町村からみて少ないということが、PTA の会合の席、その他機会ある時に指摘され、子供を持つ親は、これに対して深い関心をよせています」とあり、「上郷の児童が胸囲が少ないことについては、この館報を編集している委員の会議にも、ときどき問題としてとりあげてきましたが、はたして少ないというのが実状はどうか、調査をして問題を提起し、今度の研究課題としたいと思いここに特集としました」とある。調査の結果からは全国平均より低いことが明らかとなり、教員や保健婦、給食従事者、保護者からの意見を集め、児童の健康向上について議論が交わされている。

加えて、第 200 号（1967 年 1 月 1 日）では、「200 号を迎えた館報かみさと 10 年後の上郷は？」という特集の中で、「多量化・高度化する知識」、「学力の低下と対策」、「新時代の PTA のあり方」などについて自由に意見が出されている。また、第 208 号（1967 年 9 月 25 日）、第 209 号（1967 年 10 月 23 日）、第 223 号（1968 年 11 月 17 日）、第 226 号（1969 年 2 月 15 日）、第 227 号（1969 年 2 月 25 日）における「私の主張」というコーナーの中では、校長や PTA 会長・副会長、図書館長による教育に対する思いが掲載されている。

このように館報をとおして、地域にある教育問題について考えるきっかけを作り、時には実際に紙面上で教育問題について議論が交わされていた。このことは、館報が公民館活動のお知らせを行うという機能を超えて、住民の学びを促す重要な媒体として位置づいていると言えよう。

最後に、学校教育に関する記事の内容に関して、阿智村館報の内容と比較して共通している点としては、人口増加にどのように対応していくのか、若者の流出にどのように対応していくのかといった点など、高度経済成長期における農村が抱える問題が共通していた。

また、取り扱う記事の内容として異なる点としては、館報「かみさと」においては、毎号のように学校の様子を伝える記事が掲載されており、公民館と学校との連携が取れているように窺える。他のカテゴリーにも共通している点でもあり、「かみさと」の特徴を捉えるためには重要な点である。

（竹井 沙織）

（8）平和

平和に関する記事は、記事数が多い順に①原水爆禁止運動、②戦争問題、③人権問題について取り扱った記事が掲載されていた。

① 原水爆禁止運動

まず、旧上郷村における原水爆禁止運動に関しては、第 99 号（1957 年 11 月 1 日）で「原水協の設立を」という記事が掲載されてから、第 102 号（1958 年 2 月 10 日）では上郷村原水爆禁止協議会結成の記事が掲載されている。その中で、「上郷村に於ても昨年末より設立準備が進められ村内各機関、団体一致団結の下に上郷村原水爆禁止協議会が結成され一月二十五日村民多数出席し盛大なる結成大会が開催された」とある。その後も、原水協世界大会や県大会への参加や原水爆禁止国民募金の状況などについて報告されている。

第 122 号（1958 年 11 月 15 日）には、旧上郷村が「平和村宣言」を行ったことが報告され、同じ号の「論壇 平和村宣言と私たち」という記事では、「私たちはこのように悪くすると直接戦争につながるのある問題の一つ一つの真意を把握し私たちの意志の結集を具体的に表明し得る立場をとるように各個人個人が努力することは平和村々民の義務だと思ふ」と述べられている。

② 戦争問題（満蒙開拓、日米安保保障条約、沖縄の基地問題、ベトナム戦争、遺族会）

戦争問題に関する記事としては、まず満蒙開拓に関する記事が挙げられる。第 106 号（1958 年 8 月 5 日）には、「七月十一日 四柱の英霊 故郷へかえる」という記事の中で、下伊那地域における戦没軍人三十六柱の伝達式の様子が報じられている。上郷村においても四柱、無言の帰還をしたとあり、満州開拓民としてどのような活躍をしたのか等のプロフィール紹介と、時を経てようやく帰国できたことが報告されている。さらに、第 259 号（1971 年 11 月 25 日）では、「二度と戦争の苦しみ、悲しみをくりかえさないよう満州開拓団と義勇軍に従事したことのある方々が、野底山姫宮神社入口に、開拓記念碑を建立し、犠牲者の霊を慰めるとともに、世界平和を祈願した」とあり、「日本事変のさなか、満州移民の国策がとられ、上郷からも五百人の方々が日本を離れ渡満、開拓に従事した」と述べられている。

次に、第 126 号（1960 年 3 月 29 日）で、この時期日本を揺るがしていた日米安全保障条約改定に関して、上郷村にも 1960 年 2 月 16 日に村議会議員、青年会、婦人会の有志や勤労今日政治研究会や一般の人々が集まり安保条約阻止上郷村共闘会議が結成されたこと、請願署名活動を行っていくことが報告されている。第 131 号（1960 年 7 月 10 日）には「重大事態を巻き起した安保問題」というタイトルで特集が生まれ、安保条約の改定過程について詳細にレポートされたうえで、旧上郷村における安保改定反対闘争の軌跡が整理されている。

また、沖縄の基地問題に対する記事も掲載されている。第 217 号（1968 年 5 月 25 日）～第 221 号（1968 年 9 月 25 日）まで、県連合青年団の呼びかけに応じて上郷村の青年団員三名が行った沖縄視察の報告記事が連載で掲載されている。

当時、世界を巻き込むかたちで長期化しているベトナム戦争については、第 182 号（1965 年 7 月 1 日）「論壇 ベトナム戦争に想う」では、ベトナム戦争を「南ベトナム国内に二つの対立した勢力があり一方は米国を、他方は北ベトナムを各々後盾にして互に激しい戦争

をして居る」「世界の情勢はその戦争が早く平和的に解決する事を切望して居る」と解説し、愛国心とは何かという問いを投げかけ、正しい愛国心を判断するためには、公民館活動に積極的に参加する必要があるとしている。また、第 208 号（1967 年 9 月 25 日）では、第 13 回原水禁世界大会で「ベトナムに広島、長崎をくりかえすな」のスローガンを掲げていることが紹介され、ベトナム戦争に対する思いが掲載されていた。

その他、遺族会に関する記事も多く掲載されていた。第 94 号（1957 年 3 月 10 日）では、「世に出た 忠魂碑」というタイトルで、遺族会の要望で忠魂碑再建と請嘉殿の工事が終わったことが報じられている。その後も、上郷村日赤奉仕団が寄付を集めて請嘉殿に石燈籠や鳥居・玉垣が設置された記事（第 99 号、1957 年 11 月 1 日；第 104 号、1958 年 5 月 25 日；第 184 号、1965 年 9 月 5 日）や戦没者の霊を慰める請嘉殿の祭典が執り行われた記事（第 100 号、1957 年 12 月 8 日）、役員総会報告の記事（第 216 号、1948 年 4 月 25 日；）、靖国神社参拝の記事（第 223 号、1968 年 11 月 17 日）、全国及び県戦没者追悼式や県遺族大会報告の記事（第 246 号、1970 年 11 月 15 日；第 271 号、1972 年 11 月 25 日）、特別弔慰金支給拡大を要望したという記事（第 275 号、1973 年 3 月 25 日）など旧上郷村における遺族会が活発に活動していることを窺える記事が多くみられた。

③ 人権問題

また、世界人権宣言が発布された「世界人権デー」（12 月 10 日）を記念した人権週間（12 月 4 日～10 日）が近づくと、「人権」をテーマにした記事が掲載されている。

例えば、第 100 号（1957 年 12 月 8 日）では、「一．児童の権利を尊重し、適切に保護育成するように努める、二．個人の名誉を尊重し、人権の確立を図る、三．暴力を排撃し、民主的方法によってわれわれの権利と自由を主張し守る、四．売春防止法による売春の防止等」が中心的テーマであることが紹介されている。加えて、人権週間に関する記事は、第 112 号（1959 年 1 月 1 日）や第 123 号（1959 年 12 月 11 日）、第 166 号（1963 年 12 月 5 日）、第 210 号（1967 年 11 月 23 日）、第 223 号（1968 年 11 月 17 日）でも取り上げられている。その他、人権擁護委員制度が十周年という節目を迎えたという記事（第 107 号、1958 年 8 月 5 日）や、人権擁護委員の活動を紹介する記事（第 189 号、1966 年 2 月 15 日；第 198 号、1966 年 12 月 25 日；第 247 号、1970 年 12 月 15 日）も掲載されている。

このように、平和に関する記事からは、旧上郷村における平和問題に対する住民の意識が浮かび上がってくる。この時期、公民館を中心に活発に活動されていた原水爆実験の問題や人権をテーマとした平和学習が行われていることが確認できた。一方で、旧上郷村における平和問題に対する認識の特徴として、阿智村と比較すると満蒙開拓に関する記事は少ないものの、阿智村の公民館報では取り上げられていなかった沖縄基地問題やベトナム戦争などについての記事があり、東アジアに横たわる共通の課題についても住民の意識が及んでいる、もしくは公民館として幅広い視野で平和問題を取り上げる努力がなされていたと言えるだろう。加えて、満蒙開拓に関する記事が少なく、遺族会の記事が多く掲載されていたことも地域特性を表していると言えよう。

（竹井 沙織）

4. 考察

ここまで、高度経済成長期における旧上郷村公民館報の内容分析を行ってきた。「行政」「産業」「地域開発」「環境」「生活」「文化」「教育」「平和」という8つのカテゴリーに渡って記事が書かれていることから、公民館報が単なる「公民館活動のお知らせ」という機能を超えて「村の新聞」としての機能を果たしていることが確認できた。ときには論争的なテーマを取り扱い、その問題についての解説記事や住民による多様な意見を掲載することで、重要な学習媒体として機能していることがわかる。どのような地域課題が公民館報で扱われていたのか、その内容については「3. 阿智村公民館報記事の分析」で、項目ごとに短いまとめを行っているので、ここではそれを繰り返さないが、最後に、はじめに設定した三つの研究の視点に関して、昨年行った阿智村公民館報分析との共通点及び相違点について考察して終わりたい。

第一に、戦後改革期から高度経済成長期への「連続と新たな段階」という点については、「民主化」という課題に引き続き取り組みながらも、新たな段階として高度経済成長期中で人々の問題関心が政治的なものから経済的なものへと次第に移り変わる様子が窺えた。旧上郷村においては、主に合併・町制への対応や公明選挙の実現が大きな課題であったが、これらの課題は阿智村でも見られたものであり、高度経済成長期における農村の共通した課題であったと考えられる。加えて、阿智村で議論されていた工場誘致の話題は旧上郷村の館報では登場しなかったものの、道路建設や有線放送の導入、公害問題の対応、人口増加に伴う教育・福祉政策の重点化など経済成長に伴う生活の構造的変容に対する問題意識も共通して見受けられた。

第二に、実践を中心にした地域史研究という観点から考察すると、阿智村と共通していた点としては、農業経営の共同化、道路建設・有線放送などの地域開発、自然災害と復旧、公害問題、新生活運動、若者の流出、原水爆禁止運動などであり、これらは高度経済成長期の農村に共通するものであると考えられる。一方で、旧上郷村における重要な出来事として、合併反対運動、岩手分村との交流、上下水道の整備、高齢者の福祉活動、村民会館の建設、分館活動の活性化などが挙げられる。この時期、阿智村が合併を経て新しい村づくりをしていたのに対して、旧上郷村は合併をしないという選択から施政方針を確立していった。また、村民会館の建設に関しては、旧上郷村住民の関心の高さが窺えた。高度経済成長に伴う税収の増加とともに、社会教育予算が増える中で、社会教育施設の建設が要求されている。また、村民の建設要請運動のありのままを館報に掲載することで、社会教育施設建設の実現に大きな役割を果たしていた。

第三に、東アジア史を視野に入れて考察すると、阿智村と同様に満蒙開拓については戦前・戦中期に生じた負の遺産が戦後改革期に十分に払拭されず、高度経済成長期においても引き受けざるを得ない状況が生じていた。阿智村では満州で亡くなった阿智村関係者の慰霊法要というかたちで満蒙開拓について向き合っていたのに対して、旧上郷村では岩手分村の発展というかたちで満蒙開拓という負の遺産を引き受けていたことがわかる。さらに、阿智村ではベトナム戦争や沖縄の基地問題に関する記事がなかったものの、旧上郷村では取り上げられていたことから、東アジアに横たわる共通の課題についても住民の意識

が及んでいたと考えられる。

(竹井 沙織)

(附記)

なお、本論文の執筆分担は次のとおりである。

竹井沙織 (名古屋大学大学院)	「3－(7) 教育②」「3－(8) 平和」「4. 考察」
張 苑菁 (名古屋大学大学院)	「1. 研究の意義と方法」「3－(2) 産業」
徐 真真 (名古屋大学大学院)	「3－(7) 教育①」
二村玲衣 (名古屋大学大学院)	「2－(1) 旧上郷村の概要」「3－(3) 地域開発」
藤田圭亮 (名古屋大学大学院)	「2－(2) 旧上郷村公民館報の概要」「3－(1) 行政」
内藤綾香 (名古屋大学大学院)	「3－(4) 環境」
高 一格 (名古屋大学大学院)	「3－(5) 生活①、④、⑤」
大村隆史 (香川大学)	「3－(6) 文化」
王 倩然 (北海道大学)	「3－(5) 生活②、③、⑤」